

## 平成29年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成29年12月7日（木曜日）

---

### ○議事日程

平成29年12月7日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 村 田 太 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君  
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君  
生 活 環 境 部 理 事 大 田 稔 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君  
産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君  
入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君 会 計 管 理 者 山 内 博 則 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 谷 純 一 君 監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君  
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 田 中 洋 君  
教 育 部 長 原 田 みゆき 君 上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。17番、行重議員、18番、河杉議員、御兩名をお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、22番、三原議員。

〔22番 三原 昭治君 登壇〕

○22番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原でございます。通告に従いまして、次の2項目について質問いたします。

まず、1点目は、潮彩市場行きのシャトルバス運行について質問いたします。誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

防府駅みなとぐち発着のイオンタウン防府、潮彩市場行きのシャトルバスは、平成26年4月から運行されていますが、運行の目的、運行内容、運行状況についてお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 御質問にお答えいたします。

初めに、シャトルバスの運行目的についてのお尋ねでしたが、本市が平成24年に潮彩市場防府を取得した当初は、潮彩市場防府へ向かう公共交通機関の運行がなかったことから、自動車等の移動手段をお持ちでない高齢者をはじめ、市民の皆様や、市外から防府駅を利用して潮彩市場防府へ向かうお客様から、移動手段の確保をしてほしいという要望が多く寄せられておりました。

この要望を受けまして、市では潮彩市場防府への交通手段の確保を図るために、既に防府駅からイオンタウン防府まで運行されていた無料シャトルバスが活用できないかどうか、運行当事者であるイオンタウン防府及び防長交通株式会社とも協議を重ねた結果、先ほど三原議員から御紹介があったとおり、平成26年4月8日から経費の一部を負担することで潮彩市場防府まで延伸したところでございます。

次に、運行内容についてのお尋ねでしたが、防府駅南口を起点としたイオンタウン防府及び潮彩市場防府までの間で、車塚、東車塚、三田尻病院前、自力東町の4カ所に停留所を設け、イオンタウン防府及び潮彩市場防府行きでは、その4カ所の停留所は乗車のみとし、今度は帰りになりますが、防府駅南口行きでは今度は降車のみという形態でシャトルバスを運行しております。

運行を開始した当初は無料のシャトルバスとして御利用いただいておりますが、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金制度の改定に伴い、イオンタウン防府、防長交通株式会社との協議の結果、平成27年4月からは片道200円の運賃を設定しております。

なお、イオンタウン防府及び潮彩市場防府の店舗において、お買い物されたお客様に対しては200円相当の無料乗車券を配布されております。

最後になりますが、運行状況のお尋ねでしたが、潮彩市場防府までのシャトルバスにつきましては、現在、潮彩市場の休館日となる水曜日以外の平日のみ実施しております。防府駅南口とイオンタウン防府を結ぶシャトルバスは、現在1日10便、そのうち5便が潮彩市場防府までの延伸となっております。

また、運行時間、往路となる防府駅南口からは午前10時から出発する便から60分間隔です。一方、復路となる潮彩市場防府からは、午前11時23分に出発する便から60分間隔で運行しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。平成 2 6 年度から今日まで運行されておりますが、私の見るところでは、余り乗車されていないように見受けられますが、3 カ年、2 6、2 7、2 8 の利用状況、また、この利用者を 1 日平均にするとどのぐらいになるのかをお尋ねいたします。

○ 議長（松村 学君） 産業振興部長。

○ 産業振興部長（神田 博昭君） では、3 カ年について、年間の利用者数を申し述べます。平成 2 6 年度は 1, 0 3 6 人、平成 2 7 年度は 1, 0 1 5 人、平成 2 8 年度は 9 5 8 人です。

また、1 日当たり平均利用者数は、これ 3 カ年ですが、約 5 人で推移しております。

以上です。

○ 議長（松村 学君） 2 2 番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） それで、冒頭に御答弁いただきました潮彩市場の休日、水曜日というのは理解はできますが、土曜日、日曜日、祝日を除いて平日のみというのはどうも理解がしがたいんですが、どういう理由ですか、お尋ねいたします。

○ 議長（松村 学君） 産業振興部長。

○ 産業振興部長（神田 博昭君） 先ほどの答弁の中にも申し述べましたが、平成 2 6 年 4 月から運行する際、既に無料でシャトルバスを運行されておりましたイオンタウン防府さん、それから運行の主体である防長交通さんとの協議の中で、我々もできれば利用日を土日のほうとお願いしたんですが、我々のほうが後のほうでのお願いということで、今言われたように、まず水曜日は休館なものですから平日のみという形での協議結果で、それで運行していったのが実績でございます。

以上でございます。

○ 議長（松村 学君） 2 2 番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） 一番大事な休日、祝日に運行されないということで運行され始めたということは、大変事業主体として考えて、いかがなものかなと私は常々思っております。

それで、先ほど申されましたシャトルバス 1 日 1 0 便程度で、うち潮彩市場に行くのは 5 便ということなんですけど、この 1 0 便あるのに 5 便というのはどういうことなのか。

○ 議長（松村 学君） 産業振興部長。

○ 産業振興部長（神田 博昭君） 運行には経費がかかります。大体今、お聞きしますと、

年間1,500万円程度が経費としてかかっているというふうにお聞きしております。

そして、我々も先ほど一部負担という形で、そのときに当初、三者契約の中で運行距離に応じて負担していこうという形になりましたので、その中の話の中で、我々が負担するものについては1日5便程度しか確保できないという形の結果に至りましたので、1日5便と、それも平日のみの水曜日を除いた形という結果になっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 我々の検討結果、1日5便しか確保できないということは、これは負担というか、経費の問題でできないということによろしいですか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） そうでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 経費ということが出ました。今、私何回かシャトルバスを見にいったんですが、余りイオンタウンも極端な利用はないように思います。やはりマイカー時代ですから、車というのが大変今主流になっているのではないかと思います。

それでは、先ほど経費ということでありましたが、3年間のシャトルバス運行にかかる経費を教えてください。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） お答えいたします。

まずは、運行経費について御報告申し上げます。本市の運行経費の一部負担額、平成26年度が205万円、平成27年度が226万円、平成28年度が236万円となっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） ありがとうございます。それで、先ほど27年度から有料になったと、片道200円であると、お買い物をされれば無料券が進呈されるということなんですけど、その有料の部分の200円に対する収入はいかほどでございましょうか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） お答えいたします。

運賃収入でございますが、先ほど26年は当然無料なんで、ゼロとなっております。27年度は636万円、平成28年度が605万円となっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 今言われた——26年度は無料ですが、平成27年度は636万円、28年度が605万円というのは、これはトータルでしょう、イオンさんも含めて全てということですね。ということは、防府市の収入になる部分というのが、区間というものが今分けられているという、区間によって支出をしているということですから、当然防府市の収入というのがあると思います。それいかほどございますか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 防府市の収入は、会計上はこれが計上できておりません。というのは、先ほど一部負担がございまして、その一部負担の中で相殺をされています。ですので、今の計算でいきますと、距離と乗られた人の案分によりますと、1年間の収入は7万円程度でございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 毎年二百二、三十万円の支出に対して7万円ということですね。

それで、先ほど少し言いました10便が5便、平日しか運行しない等々、やはり事業というのは検証しながら充実させていかなければいけないと。何かスタートしてから検証されて、改めてここは改善されたという点があったら教えてください。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 今までの検証は、実は本来は3年で事業見直し、もしくは継続というのが、これが普通の方策だと思います。ただし、先ほどのシャトルバスも既に運行されたものに対して延伸というお願いもしておりましたので、なかなか検証作業は進んでおりません。

今後については検証作業をして、その形態がどうであれば一番ふさわしいかを検証したいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 今、部長が言われた検証は3年程度というのは、私はちょっとわかりません。これは行政のやり方かもしれません。一般的に民間ではそんな生ぬるいことはしません。やはりお金をかけて投資して事業するんですから、年度、年度で1年たてば、もうきちんとそこは検証して、再度そういう形で改善していくと。ということは今、スタートから検証されていないということは、全く変わっていないということになります。

先ほどからありました支出経費は、運行経費は二百二、三十万円、それに係る収入は7万円程度、お金だけの問題ではありませんけど、利用者も1日平均5人、そして多少ですけど、利用者は少しずつ微減という形になっております。逆に、負担は増えてきております。これらを考えたときに、果たして、このままでいいのかなど。

そして、今、お年寄りが多いと言われました。しかし、もう市では、お年寄りの方、高齢者の方を対象に外出支援事業等もいろいろ手を尽くしております。それらを全て加味しまして、昨日も財政運営の質問もありました。これを行政評価に照らし合わせたとき、果たしてこれは続けていくべきものなのか、どうなのか。

当初は行く手段がないということで、たくさんの方が求められていたということで、それに応えてスタートかけられたんでしょうけど、運行した結果、今のような内容になってきていると。

本当言いますと、3年ぐらいのというのは本当いけませんよ。やはりこれは大事な市民の税金ですよ。これをきちんと毎回、毎回、毎年度検証しながら、やはりきちんと対応していく。していないということは、全く改善をされていないと。このままでいくと、恐らく4人、3人という形になるかもしれません。増える可能性はちょっと見通しが立ちませんよね。

そこでお尋ねをいたします。事業課としての今、いろいろお話を聞きましたけど、副市長、多分この事業は初めてと思います。その副市長として行政評価の観点で実態を見て、どのように思われるかお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 御指摘のとおり、この評価をすると、これは効果が薄いというふうに今思っております。ゼロベースで当初予算を今、検討する中で、既に土日の利用とかそういう部分についての可能性があるか、その辺はイオンタウンとか防長交通、これに交渉させております。

その上で、もしそういう見通しが立たないということであれば、やはりスクラップとか、そういうことも検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） ありがとうございます。やっぱりきちっと検証して、きのうもありましたね、事業をやめたいけどやめられないという、何かそういう実態もあるということでしたが、やはり決断するべきときは決断するということが大変大事だと思います。ずっと、聖域なき財政改革の断行という言葉、私たちは長い間聞いてまいりました。し

かし、この今の事業見ますと、まさしくこれに該当する見本であるのではないかなというふうにも私は思っております。

今、副市長さんが、いろいろ早速検討して、もしそれが可能でなければ、そのような措置をとるということで、ぜひそういう決断をしていただきたいというようにお願いしまして、この項は終わりたいんですが。

もう一つ、行政も我々議会もやはり事業を行う、事業を認めるというときには、やはりちょっと自分に置きかえて、自分のお金だったら、自分の財布だったらどうするかという観点にやはり立って、そして市民のためというのを大前提に私は判断していく必要があると思います。一つ皆さん方に訴えるだけでなく私も反省を込めて、さらにそういう審議をしてみたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ということで、この項の質問は終わり、続きまして、子どもたちが激増している周辺地域への公園、遊びの広場の設置について質問いたします。

昨年6月の一般質問で、周辺地域の住宅建設が急増しベッドタウン化してきたと。特に右田や華城、中関地域では、ベッドタウン化したことに伴い、子どもたちもうれしいことにたくさん増えております。一方で、子どもたちが遊べる公園や広場がない現状を昨年の6月の一般質問で紹介いたしました。

そして、子どもたちが、外で安全に安心して遊べる公園や広場の設置を求めました。これに対して市では、「現状は十分に把握している」とし、「今後検討する」との答弁でしたが、どのように検討されてきたのかお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

かねてより市の北部地域に災害時の避難拠点にもなる近隣公園など、まとまりのある面積を持つ公共施設を整備することは必要であると私も考えており、現在もその考えに何ら変わるものはありません。

これまでも右田玉祖地域の和田議員から候補地の御案内などもあり、執行部においても検討を重ねてきたところですが、御存じのとおり災害ハザードマップを見ますと、なかなか適地がない状況でありまして、皆様方の御要望にお答えするには、防災とは切り離して広場を整備することも必要ではないかなとも考えておるところであります。

そのような中、右田小学校の建て替えや玉祖小学校の耐震化工事など、避難所として安全に配慮するとともに、地域の皆様の御要望により玉祖小学校グラウンドのトイレ更新を行い、スポーツを親しむ皆様の利便性を高めるなど、できることを着実に進めているとこ



るでもございます。

また、現在、平成29年度、30年度に佐波川かわまちづくりにおいて、右田福祉センター前の河川敷を多目的広場として整備することとしておりまして、右田地域の皆様の憩いの場として御活用いただけるのではないかなとも考えております。

なお、都市計画マスタープランを策定する段階において、公園や広場などの整備等について、地元の皆様の御意見をいただいております、レクリエーションエリアの設定など、北部地域の将来像についてマスタープランに反映する予定としております。

緑の基本計画につきましては、平成31年度を目標年として平成11年度に作成しておりますが、現在、都市計画マスタープランの見直し作業を行っておりますので、その後、緑の基本計画の見直しを行う予定としておるところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。私が右田に住んでいるということで右田の御答弁になったようにも感じますが、聞き取りによりますと、華城地区では現在、小徳田市営住宅が老朽化し、もうこれを解体すると、その跡地を利用して公園、またはそういう広場にする予定にしているということで、また中関地区については、まだ未定であるということでありました。

今、右田地区の地域のことについて御答弁いただきましたので、右田地域には右田福祉センターの佐波川河川敷を整備し、多目的広場にするということでもございました。

この件につきましては、去る10月27日ですか、右田公民館で開かれました地区懇談会で右田地区地域全体の要望として提出し、これに対して今、市長が申された内容の多目的広場、内容というか、単に多目的広場をつくるという話は出ました。そして、その回答に対して、席上その内容についての質問に部長から答弁させますということでしたが、部長は資料を持ってきていないという答弁でありました。

また、席上、おおよその面積についての質問もありましたが、これも答えてもらえませんでした。資料がないので今わからないということで、参加した大体、自治会長さん、また地区住民の方が出られましたが、この資料を持ってきていないという答弁に啞然とし、終了後皆さんと話したんですが、右田住民を軽視したような言動に怒り心頭だと、大変立腹されておりました。

実は地区懇談会は、ことしはやらないということが理事会で決まっております。理事会というのは全員出席の理事会です。にもかかわらず、それを市長からぜひ開催してほしいという要望を受け、再度理事会を開いて――要望は連合自治会長が受けたわけですが、

再度理事会を開き、それでは要望に応じて開催しましょうかということになりましたが、今私が前段で申し上げた内容、全く言語道断の私はありさまだと思いますが、これについてどのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 答弁をお願いいたします。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、10月27日に行われました地区懇談会の席上で、私のほうが資料を持たずに、ちょっとお話ししたということに関しまして、この場をもちまして深くおわびしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 本来なら、もちろん部長も謝罪すべきであります。そのトップである市長も謝罪をすべきだと私は思います。されないならされないでいいんですけど、再度要望されたのは市長であります。それがこのありさまでは、私は決していけないと思います。市長どうですか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） その前後の状況について、私も報告を受けておるところであります。当日、お気に召さない、資料がそろっていないという事態が生じたことが、それはあったかもしれませんが、それはそれなりにそういう説明をさせていただき、後日また御説明の機会もあろうかとも思いますし、そのことだけを取り上げて謝罪云々というような問題のことではないと、私は思っております。そのようなことも協議の中においては、あり得ることではなかろうかと、このように考えるところであります。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） そのぐらい程度の話でしょうね。そういうことがあって、それなりの説明って、全く説明されていないじゃないですか。資料がなければ具体的な説明はゼロでしょう。面積聞かれてもわかりませんと言われたんですよ。市長の認識はその程度の認識でしょう。

それでは、お尋ねします。なければないで、後日、そういう内容はちゃんとお知らせすると今言われました。どのようにお知らせしたか教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

今現在までには、申しわけございません、まだお知らせはしておりません。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） 市長が言われたことと全く違う話ですよ。いいですよ、その程度のことでしょう。これが現市政の実態であるということを再度認識いたしました。

それでは、まだ知らされていない、自治会長さんもこれを質問するに当たって、ちょっと会議がありましたので皆さんとお話ししまして、もうええと、聞かんでもええよと、こんな話はでたらめじゃないかという言葉がたくさん出ましたが、せっかく今、多目的広場をつくられるとされておるのでありますから、この場で説明をしてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

佐波川の右岸の河川敷を利用して、多目的広場を整備するという事で、面積が約 6,750 平方メートル、それから駐車場もあわせて整備いたします。この面積が 550 平方メートル、駐車場は台数にして 11 台、これを整備することとしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22 番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） 整備はわかります。どのように整備されるのか、具体的に、まだ一度も私たちは聞いていないので、具体的に言ってください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

多目的広場につきましては、アスファルト舗装、それから緑化ブロックと言ってコンクリートのブロックのものを張ったりすること、それから芝を張る、こういった内容でございます。

それから、駐車場についても同様でございますが、駐車スペースについてはアスファルト舗装を整備いたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22 番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） 当然子どもたちも利用できるということだと思いますが、それでは、子どもたちが利用する場合に当たって防災・防犯の面について、どのような対策を考えられているのか教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

佐波川の河川敷ということなので、当然晴れの日の利用しか基本的にはできません。雨が降れば、例えば上流で雨が降ったりすると極端な話、この広場付近で急激な増水もあろうかと思っておりますので、そのあたりについては今後、当然学校、とりあえず右田の地域の方

にその辺の周知ということはしていくことを考えておりますが。あとは国土交通省と協議いたしまして、佐波川ダムあるいは——ダムの放流のときには、白坂のところにサイレンを鳴らして放流を知らせるといふこともやっておられますので、その辺もう一度利用に当たっては、管理者である国土交通省と協議を綿密にして、対応についてのやりとりといひますか、その辺をもう一度しっかりしたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 今言われました、近年思わぬ災害、思わぬ気象の変化というのがございますよね。例えば増水によって、川で遊んでいた子どもたちが流されたという事案もあります。これはよく言われるゲリラ豪雨ということなんですけど、このゲリラ豪雨とかいうのを周知をちゃんと図りますと言われましたけど、晴れの日以外ほと、これ今言いました話は、晴れの日で遊んでいて上流でゲリラ豪雨に遭って流されたという事象がたくさんあります。そういう場合はどのようにお知らせするのかお尋ねします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

今議員のおっしゃったところは、全国でいろいろ事例として理解しておるところでございますので、その辺含めまして国土交通省と、どのような今のサイレン等を含めまして、それとか防災行政無線もありますので、どこまでできるのかといふところは今はっきり確定したお答えはできませんが、検討いたしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 川遊びだけではありません。今回は河川敷ということですが、ある事例では、やはり上流のゲリラ豪雨によって河川敷まで濁流が押し寄せ、河川敷のグラウンドが浸水したということもあります。そして、いろいろな事故も起こっております。今や川とか河川敷といふのは考え方によれば危険な箇所ですよ。先ほど右田には、右田は大変危険な箇所、どこが適切なのか、なかなか見つからないといふ市長の答弁がございましたけど、もうその危険な箇所を言え、川や河川敷といふのはもう危険な箇所の一つなんですよ。

ここで尋ねますが、平成21年7月21日に豪雨災害が我々右田住民を襲いました。そのとき今、お示しになっている多目的広場、どのような状態になったか教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

河川敷についても、当然水位がそれ以上になって、河川敷は水につかった状態だというふうに思っておりますが、例えば河川敷の何センチほどつかったかというところまでは、申しわけないですが、ちょっと確認はできておりません。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 何センチまでと聞いていませんよ。今、佐波川の多目的広場にしようとするところはどなったんですかと。状況を教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 一応水につかっております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 表現が大変すばらしいと思います。水につかるという表現は、ちょっとでも水につかれば水につかる、お湯につかると言います。そうじゃないでしょう。全然形が見えましたか、河川敷の。どうでしたか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 詳細については、申しわけないんですが確認はしておりませんので、今現在は国土交通省が管理しておられますので、その詳細を求められれば、確認するという手段はあろうかとは思いますが。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 私は詳細を求めているのではないと言いました。詳細も、やはり市民の使命を守らなければいけないという観点から考えれば、国交省だから、国交省だからと言って、国交省だからと言うんだったら、あそこへ多目的広場つくらなくてもいいんですよ。責任は国交省ですか。

あなたは市政懇談会るとき、私は同じ質問をしました。水につかったなんて答弁されていませんよ、水没しましたと言われましたよ。水没。もうこれで会場の方は、本当笑い話ですねという話です。その水没するところに今つくろうとしているわけですよ、したところに。

今、かわまち事業と称して、いろいろやられています。水に親しむ親水というのがあります。今の災害の状況は、水につかるでなく、水が入り込む浸水のほうです。同じ「シンスイ」でも「シンスイ」が違います。そこへ今、つくろうということをされているわけです。

次に、防犯面、ここは道路より下ですよ。だから堤防より下になるわけです。ということは死角になるわけですよ、死角に。子どもたち、今たくさんいろんな事件がある、本当考えられんような事件がたくさん増えております。子どもたちが、例えば遊んでいたと

いうときに、そういう事件に巻き込まれるということも、もう今は十分考えられます。その点についてはどのように対策を考えられたか教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

ハード面について、なかなか安全を、今現在、例えば照明灯とかもありません、国交省の川です。あとはソフト面で、安全について周知していくということしか、ちょっと今のところは考えられないのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 安全面での周知というのは、どこもやっていますよ、子どもたちには。家庭でもやっている、学校でも当然やっていると思います。しかし、市が用意した多目的広場で、遊んじゃいけませんよというわけいかなんでしょう。当然やっているんですよ。やっているのに、防犯面についても全く今考えていないという答弁だと私は聞こえてきました。これは幾ら言っても何も考えていないんだから、それ以上のことは聞けません。

次に、多目的広場と言われる部分については、どこが管理されるわけですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

広場を整備すれば、国交省と協定なりを結んで市のほうが管理することとなります。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 100%市が管理されるわけですね。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

100%と言われるところがちょっと、よく理解していないんですが、国土交通省が基本的に河川管理者でございますので、その表面を市のほうで整備して、表面及び利用については当然市が責任を負うというふうなところでございますので、その詳細については国土交通省の協定によりその辺は明らかにしていくこととなります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 100%というのは理解ができませんでした、100%というのは全て市がやるということです。単純にそれだけの話です、全て市がや

ると。たしか玉祖地区でも懇談会をやられて、玉祖地区の河川敷を利用して多目的広場をつくるということを言われましたね。管理は地元でお願いしますと言われたと。そのときの玉祖地区の自治会はどういう回答でしたか。

○議長（松村 学君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

---

午前10時48分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

答弁よろしくお願いたします。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

玉祖地域の地区懇談会においては、懇談会の中でそういった感じのやりとりはしておりません。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） それでは、玉祖の連合自治会長さんがうそをついているということになりますね。私はちょっとしっかり注意しておきましょう。

連合自治会長さんとも話したんですが、玉祖も提案があったと。管理はどうするのかと言ったら、地元でお願いしますと言われたので、即答で要りませんということを行いましたという話でした。それは自治会長さんに私はよく言いましょう、あなたほうそをついちゃいけないよということをしつかり言いましょう、わかりました。どうぞ。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 地区懇談会の中では、今言ったようにしておりませんが、今議員のおっしゃったところは、玉祖の連合自治会長さんと地区懇談会の前に事前にいろいろそういった事前の話をする中で、そういった話をしておるといふふうに担当からは聞いております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） いや、強く僕は注意しておきます、うそをついたと言って。しかし、事前に話されたというのは、何のための事前なのかちょっとよくわかりません。そこ考えてみてください。何のために、懇談会の開催の事前に話したということ。もういいです、これもう、きょう終わったら早速、私はひどく注意しておきましょう、うそをついちゃいけないということは重々言っておきましょう。

先ほどの多目的広場、これは地元とはもう協議を終えてつくりましょうということで、進めていらっしゃるんですね。国交省とはいろいろ話をしている。国交省は維持管理してもらえるのはうれしいですね。国交省は日ごろ、役には余り立たるところですから、草刈ったり何かする経費が要らなくなるんだから、それは国交省は喜びましょう。

それよりは何より、使わせていただく地元と十分な協議はされた上での事業のスタートだと思いますので、どのように協議をされたか、誰とどのように協議をされたか教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

かわまちづくり自体が国交省さんが、基本は地元の協力を得られた上で進めてもらわないといけないというのが基本的なところがございますので、右田の連合自治会さんとは協議をいたして今進めておるということでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 右田の連合自治会というのは誰ですか、会長だけですか、全体ですか。連合自治会、組織と話している、会長と話している、どちらですかね。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 市としましては、連合自治会長さんにお話をしております。その連合自治会の中で意見を集約したものと、お話をしておるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 連合自治会の私も一員です、自治会長やらせてもらっていますので。全くその話は聞いたことがありません。ということは、自治会長が1人で皆さんに伝えんと黙っちゃうんですね。これもきょう終わってから、厳重に注意しておきます。こんなことはいけんということをちゃんと言っておきます。

それと、11月5日に河川敷でかわまちフェスタがございました。私もお手伝いに参加させてもらってました。そのときに市長さんが、開会式の挨拶の中で、運動公園をつくれますと言われ、一緒に聞いていた自治会長さんたちが、運動公園になったんかね、多目的広場と何がどう違うんかねと、何か昇格したんかねという話にもなりました。多目的広場と運動公園というのは、私は違うように認識しておるんですが、これは同じものなんですか、それともどちらが正しいのか教えてください。

○議長（松村 学君） 市長。



○市長（松浦 正人君） 11月5日のかわまちフェスタ、私も行っておりました。御挨拶もいたしました。要するに、佐波川かわまちづくりというのは、一級河川の佐波川の河川敷を地域住民やあるいは市民が有効活用をしていく、そこでお天気のいいときにはソフトボールもサッカーもやっているところもございますし、ゴルフのコースも整備されているところも他都市にはたくさんあるわけでありまして。

要は河川敷を有効活用していくという観点の中で、国土交通省が一級河川佐波川に対しての思い入れを示してくださっているものであると、このように基本的に感じているわけでありまして、そのエリアのことを運動広場と称するときもあるでしょうし、あるいはレクリエーション広場と称するときもあるでしょうし、特段その言葉にどうのこうのというような意味合いは全くない、要はそこを有効活用していくエリアであると、こういう意味合いにおいて私は運動広場という言葉を使ったのではないかと思うわけでありまして。

そういう言葉の一言、一言に、余り神経をとがらされるよりは、要は今まで何にも活用することのなかったところに、そういう気持ちが入り込んでくると、こういうふうに大きい視野で御理解をいただきながら、さまざまな御意見あるいは御注文あるいはお気づきなどを私どもにお教をいただき、いい方向へ向かっていくようにお力添えをいただくことが一番大切なことではないか、このように感じております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 言葉というのは大変大切なものと私は考えております。やっぱり誤った言葉によって、事が大きく変わったりすることもあります。

右田の住民は大変一生懸命です。子どもたちはもう、保護者の方も本当に大変、何で右田にはないのかということで、運動公園ができますよと言ったら、それは喜ぶますよ。しかし、それは全体的なものであって、右田にできるのは憩いの広場ですよということになると思います。

そのようにちゃんと正しく、やはり防府市のリーダーですから、言葉一つずつに私は引っかかっているんでありません。正しく伝えていただきたいということを言っているんです。正しく伝えていただければ、皆さん大変誤解されて希望を持ち、期待を持ち、結局は、え、違うじゃないのという話にもなります。私は市長のために思って今言いました。うそをつかれたのと言われるのは残念ですから、そういう意味でも言いました。

いろいろ注文をとということがございました。今一連の流れの中で、たくさんの注文をいたしました。その注文をことごとくよろしくお願いいたします。せつかくつくられるんですから、安全で安心、防犯面でもきちんとできて、災害面でもきちんとできる多目的広場、浸水しないような多目的広場、事故が起こらないような多目的広場、どんどんそういう私

が先ほどから指摘した部分については、十分な改善をされてつくっていただきたい。

ただ、これまでの質疑を、私は私なりにずっと考えましたが、何も考えていない事業かなというふうに思いました。ただ、つくればいい、ただ要望があれば、ここに置けばいい。先ほど冒頭に戻りますが、皆さんを集めとって資料がなかったということについて、市長は全く謝罪もされません。まことに残念な話です。これ以上もう申しません。

田中角栄さんという方がいらっしゃいました。私は、その人の「100の明言」という本を読み感動しました。ただし、感動したのは表紙見ただけで感動しました、言葉に。その言葉は「よっしゃ、やれ、責任はわしがとる」、全く責任をとっていない言動に私は残念と思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、22番、三原議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、8番、清水浩司議員。

〔8番 清水 浩司君 登壇〕

○8番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。会派「自由民主党市政会」の清水浩司でございます。

それでは、通告のとおり、佐波川自転車道の整備についてお聞きいたします。

現在、小野地区では、小野公民館建て替え計画にあわせ、小野地区において小野活性化協議会を結成いたしました。私が、この会の会長を務めております。この活性化協議会は夢プランを実行するためにつくりました。

夢プランについて、簡単に説明させていただきます。夢プランとは、中山間地で生活する住民自身が手づくりでつくる地域の将来計画のことです。地域の夢や地域の課題、解決方法、将来目標、役割分担を決めます。

地域の夢プランがなぜ必要かと言うと、地域を何とかしたいという思いがあっても何から手をつけたらよいかわからない、どうしたらよいかわからない、地域づくりはそう思うように進んでいきません。地域づくりに大事なことは、地域ぐるみで課題を共有し、目指すべき地域の将来像を明らかにして、住民が合意すること、そして将来像を形にしたものが地域の夢プランです。

その手順については、まず第1、話し合う、多くの人に呼びかける。次に、地域の姿を確認する、地域の現状や困ったこと、心配ごとあるいは地域の魅力、地域のお宝を探し出す。その次に地域の目標を設定いたします。地域の困りごと、心配ごと、地域のよくないところあるいはよいところ。次に優先順位をつけます。すぐできること、近い将来できる

こと、遠い将来にできること、そしてできることから実践する。これが手順でございます。まず最初に、地域の夢や課題を見つけ、すぐ近い将来、遠い将来、誰がどういう手段で、できることから実行する。

そこで、まず小野のランドデザインを描きました。小野にはスーパーがない、診療所がない、バス路線から遠いところが多い、このように地域の課題を見つけることから始めました。

その結果、小野活性化協議会の中に、4つのワーキンググループをつくりました。まず、生活交通グループ、農産物直売所グループ、農産物加工グループ、そして診療所グループでございます。

診療所グループでは、高齢者外出支援を行っておりまして、29年7月以降5回ほど小野公民館で開催しております。

生活交通グループではコミュニティバスやデマンドタクシーの検討あるいは公民館利用者がバスを利用して来訪する可能性を鑑み、路線バスを利用するかについても生活交通グループ7人で、手分けして100人の高齢者、ひとり住まいあるいは夫婦2人住まいに対して面談方式でアンケート調査を行いました。また、生活交通グループでは、県内各地への視察も行っております。

現在小野地域では、いろんなイベントを開催しております。市内からも多くの来場者に来ていただいております。4月に行われるのが宇佐八幡宮のシャクナゲ祭り、5月には最近恒例になりましてテレビでも取り上げていただいております、佐波川水辺の楽校での鯉流し、そして8月には住民でみんなで協力して行うサマーフェスタ、11月にはふれあい祭をやっております。

シャクナゲ祭りやふれあい祭では、小野活性化協議会でも出店しております。先般のふれあい祭、小野の文化祭でございますが、この際にはテント24張り建て、多くの来場者で盛り上がっております。

また、先般の市民体育祭においては、ことしは残念ながら雨でバレーボールだけの開催でしたが、小野地域の女子チームは一部で準優勝と頑張ってくれ、私も応援に行きましたが、大いに盛り上がりました。

このように、小野地域は中山間地ながらまとまりがよく、地域を盛り上げようという機運があり、住民も穏やかな気風で大変住みよい土地と言えるかと思えます。

私は、この小野地域に26年前にUターンしてまいりました。現在田んぼも6反ほどつくっております。この小野地域の中心地は、市内から約10キロの距離にあり、この市内中心部の住民にとって、小野までのサイクリングは手ごろな距離ではないかなと思えます。

小野水辺の楽校の近くには、国土交通省のつくったトイレもあり、非常にこのあたりは恵まれた広場が広がっております。

この水辺の楽校の下流1キロメートルには、3年前から収穫の始まった40アールのブドウ園がありまして、ことしの夏には多くのブドウ狩りの客でにぎわっておりました。私も何度も買いに行きましたが、大変結構な味でございました。この水辺の楽校から上流2キロにはイチゴ園があります。ここにはおいしいイチゴの載ったソフトクリームで、また大繁盛しておりまして、駐車場がいっぱいになることも、ままあります。

この今の2カ所については、いずれも自転車道から100メートルから300メートルの距離にありまして、この自転車道を活用して、小野活性化につなげたらどうかと私は考えております。

そこで本題の自転車道に入ります。少々長くなりまして、済みません。

山口県は、平成29年2月27日、山口県東京営業本部においてメディア向けに、サイクル県やまぐちの説明を行ったとあります。

山口県は全国で6番目に長い1,500キロメートルの海岸線を持ち、三方を海に囲まれ、瀬戸内海と日本海の全く違った景色を楽しめる上、内陸部にはカルスト台地の秋吉台があり、雄大な自然環境をじっくり楽しむにはサイクリングが適していると背景を交えつつ、山口県が「サイクル県やまぐち」と題したサイクルスポーツ振興を行っている」と説明したとあります。

その中で、子どもから大人、初心者から上級者まで幅広い年齢とレベルの人があらゆる場所で楽しめる県にすることを目標にしていると語ったとあります。

また、維新150年に向けて、サイクリングのシンボルルートの整備事業を開始するとあります。

山口県は、サイクリング県として風光明媚な12コースを決定し、3ルートをPRの核に決定しました。この3ルートとは、秋吉台グリーンカルスト街道、角島大橋ブルーオーシャン海道、サザンセットオレンジ海道の3ルートです。そのほかにも9ルートあり、その中に佐波川自転車道も入っております。

山口県は、サイクル県を唱え、いろんなイベントを計画しております。ところが、この佐波川自転車道は、お世辞にもきちんと整備してあるとは言えません。白坂から新幹線のガードの下あたりまでは、がたがた道です。人丸橋から真尾にかけては市道を利用しておりますが、人丸橋の北側あたりは芋葉が自転車道にはみ出してあります。

この自転車道は、小野の高校生が通学にも利用しております。通学に利用している高校生は、夜間は暗いため並行している県道を走っているところも時々見かけます。幸い今の

ところ事故は起きておりませんが、事故や事件が起きる前に自転車道をもっと整備したらいかがかと思います。

昨日、「防府の子どもは、防府の大人が守る」とおっしゃっておられました、一般質問でありましたが、私たちも少子化の中ですくすく育っている、大事な将来を、小野を担う子どもたちへの、地区住民がやはり小野の子どもたちを守らなければならないと思っております。

この自転車道周辺や河川敷の竹やぶにコンビニの袋類や空き缶などの不法投棄が多いので、高校生に対して大人の行いがこれでは情緒的に悪影響を与えると考え、数年前から佐波川一斉清掃の折には、先ほどから出ております右田地域自治会連合会の会長と私が話をし、2地区合同で河川敷の不法投棄回収作業を行っております。毎年軽トラに山盛りになるぐらい回収しております。残念ながら、たくさん毎年、毎年やってもあります。

佐波川は一級河川のため、国土交通省の管轄になりますが、佐波川自転車道については、市を通じて国や県への整備をお願いするような形になるかと思いますが、この自転車道については、白坂から真尾にかけての部分は堤防がなく、市道である自転車道が堤防を兼ねています。先般、国土交通省中国地方整備局河川管理課に赴き確認したところ、今後しばらく、多分30年ぐらい、工事予定がないということを確認いたしました。

そこでお聞きします。佐波川自転車道を利用した市民のイベントをもっと市民にPRしてはどうでしょうか。

2番目、山口秋吉台公園自転車道は整備を開始したと聞いていますが、佐波川自転車道は路面の補修や改修が必要と思うが、いかがでしょうか。

3番目、佐波川自転車道は、一部が市道を利用しています。この市道の両側の草刈りを定期的に行う必要があると思うがいかがでしょうか。

4番目、先ほどから申し上げましたように、佐波川自転車道は高校生の通学路になっており、LED照明の管理と伐採については、今まで小野地域自治会連合会で行っておりますが、これについてもぜひ市のほうで——これ場所が右田地区になりますので、定期的に管理を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、4点について誠意のある回答をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 8番、清水浩司議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の佐波川自転車道を利用したイベントPRについての御質問でございますが、本市では毎年、山口・防府バイコロジー運動をすすめる会の主催で、さわやかふれあ

いサイクリング大会を開催しております。これは環境に優しく健康的な乗り物である自転車の利用促進を図ることを目的としておりまして、サイクリングターミナルから佐波川自転車道を走り、徳地の堀コミュニティ公園までの片道約20キロメートルを往復するものでございます。

参加者募集に当たりましては、市広報、ホームページ、公式フェイスブックの広報や市内小・中学校への案内チラシの送付などを行っておりまして、小学生から御高齢の方まで、幅広い世代の方々に御参加いただき好評をいただいております。

今後は、情報発信を意識した演出をするなどし、さらにその魅力を多くの皆様に伝えていけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、2点目の佐波川自転車道の接続部分や路面の補修等の改修が必要ではないかとお尋ねでございましたが、佐波川自転車道は佐波川に沿って新橋から県内唯一のサイクリングターミナルを経由して、徳地野谷地区までの全長約32キロメートルを往復するサイクリングロードとして、市内はもとより市外、県外からも多くのサイクリストが訪れて楽しんでいただいているすばらしいサイクリングコースでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、佐波川自転車道の一部に、舗装が傷んでいるところやルートが直角に曲がったり、鉄製の溝ぶたを渡るところがあるなど、サイクリストにとって快適な自転車道とは言えない箇所もございます。

現在、県では「サイクル県やまぐち」の取り組みの一環として、御指摘のありましたように、山口秋吉台公園自転車道の走行環境の向上のため、今年度より自転車道の路面標示や舗装補修などを始められているところでございますが、佐波川自転車道も走行環境の向上のため、自転車道を管理する山口県防府土木建築事務所に対し、整備・改善に向けた取り組みを実施していただけるよう要望してまいりたいと存じます。

また、市道区間で舗装補修が必要なところにつきましては、現地を調査いたしまして補修してまいりたいと存じます。

次に、3点目の自転車道の一部市道の両側の草刈りを定期的に行ってはどうかとの御意見でございましたが、佐波川自転車道は県道佐波川自転車道線として整備されたものでございますが、ルートの一部は市道を利用しているところもございまして、特に御指摘のありました人丸橋北から普明寺川河口までの区間などにおきましては、市道の両側の草が茂り、サイクリングに支障を及ぼすだけでなく、自動車と自転車通学する高校生との接触事故も懸念されるところでございます。

市では、道路の安全管理のため、春と秋の2回、定期的に路肩の草刈りを実施しておりますが、サイクリングコース全体を快適に走ることができるように、自転車道を管理する

県や佐波川を管理する国と情報を共有し、国、県、市の草刈りのタイミングを調整して、適切な時期に定期的な草刈りを実施してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、4点目のLED照明の管理と伐採を定期的に行うべきではないかのお尋ねでございましたが、LED照明付近の樹木の枝などが伸びて照明を妨げているところにつきましては、現地を調査し、先ほどお答えいたしました定期的な路肩の草刈り作業にあわせて、枝の伐採などを実施し、高校生などが安心して通学・通行をできるよう維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、清水浩司議員。

○8番（清水 浩司君） どうも答弁ありがとうございました。

1番の市民に対するPRについては、情報発信をしていただくということ。それから、2番目の一部舗装については、現地を調査し、危ないところを改良していただけたらと思います。

それから、草刈りについてですが、実は県道についても先般別の会議で要望したことがあるんですが、これは県道の管理なんですけど、県道草刈りを年に1回しかやっていないんですね。昔は年2回やっていた、今は年に1回しかやっていない。年に1回いつやるかというのが大事なんですけど、夏にやっているわけですね、8月に。8月に草刈りをしますと、1週間たつともとに戻ります。

ところが、この前やった幸せますマラソンのコースを草刈りをしてあるんですね。これはマラソンの前に草刈りをして、そしてマラソンがあった。人丸橋からずっと白坂にかけて左側を草刈りしてあるんですが、これについてはその時期に刈った草は今もほとんど伸びていないわけなんです。そしたら、このまま冬を越して、来年の春まで今のままいける。ということは、同じ草刈りをするにも、刈るタイミングというものがあると思うんですね。

ですから、ぜひこの辺のことを考慮していただいて、私どもも小野の保全会という、今の市のほうで予算つけていただいて草刈りをやっております。ことしも私どもの鈴屋地区でも何度かやりましたが、夏にやると1週間たつたらもう、もとに戻っている。これぐらい草は夏場にはすぐに伸びます。この辺のことを十分タイミングを図って草刈りをすれば、同じ予算でも有効に使えるんじゃないかなと私は思っております。

それから、照明の管理について、現地を調査して維持管理という御回答をいただきまして大変ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、再質問させていただきます。

この自転車道のLED照明については、以前、小野地域自治会連合会で、先ほど申し上げましたように小野地域の高校生のために、暗くて危険ということで小野地域自治会連合会が予算を出し、LED照明を設置して管理しております。この場所については右田地区にあります。市の管理でできないものでしょうか。この点についてお聞きいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

議員の御指摘の右田地域内の防犯灯につきましては、小野地域自治会連合会で設置、維持管理しておられることから、電気料やLED取り替え等にかかる経費の一部を小野地域自治会連合会に対して補助いたしております。

市では、自治会で設置、維持管理される防犯灯に対する補助制度を設け、防犯灯の設置を推進しているところがございますことから、議員の御指摘の自治会で設置していただいております防犯灯につきましては、市が管理することは困難でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 8番、清水浩司議員。

○8番（清水 浩司君） ありがとうございます。残念ながらできないという御回答でございましたので、私も、6年間務めた連合自治会長を今年度で終わりなんです。もう厳しい規定がございまして、6年に限るということで、次の連合会長にしっかりと引き継いでいきたいと思っております。

再質問2点目させていただきます。先ほどから佐波川左岸の小野地域から人丸地域にかけて佐波川自転車道は、先ほどから質問しておるようにルートが市道を兼ねていたり、県道を兼ねていたり、佐波川の堤防を通ったりで、非常にわかりにくい公道です。

また、自転車通行をするにも危険であり、ルートそのものにも問題を抱えていると思います。

先ほど答弁にもありましたように、急な直角のカーブや段差もあり、この際、佐波川自転車道のルートを変更して、部分的に再整備したらどうかと思っておりますが、この件についていかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の佐波川自転車道のうち、右田の人丸橋から小野地域にかけてのコースは、御指摘のとおりコースがわかりにくく、県道の狭い路側帯を一旦通らなければならないなど、サイクリストにとって通行が危険な箇所があることは認識いたしております。



一方、山口県におかれましては、「サイクル県やまぐち」を掲げられ、これからさまざまな取り組みをされるというふうにお聞きしております。その環境整備の一環として、広域サイクルルートの整備を進められるということであり、佐波川自転車道と周防往還自転車道もその中の一つとして、山口県のほうに要望をお願いいたしておるところでございます。

このような状況の中、議員御提案のルートの変更や部分的な再整備などにつきまして、時期的にも内容的にも非常にタイムリーなものだと考えておりますので、山口県へ協議、要望してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、清水浩司議員。

○8番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。危険な箇所であるのは重々承知しているということと、それから「サイクル県やまぐち」と、この一環として山口県へ要望するという御回答いただきまして、大変ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

私も実は高校時代3年間、この道を自転車で通っておりました。どこにカーブがあり、どこがどうなっているかも頭の隅々まで承知しておりますし、当時は舗装がなくて砂利道で、横を防石鉄道が通っておりまして、そこを自転車で通う、そうすると帰りに白坂あたりでパンクしまして、白坂から鈴屋まで自転車を押して帰ったことが何度かあります。

このように非常に高校生のときからなれ親しんだ道でございますし、あの当時からもっときれいにしてくればいいのになと思いつつながら、もう半世紀もたっております。ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。

再質問、最後にもう1点、お聞きいたします。この佐波川自転車道は先ほどから市、県、国、非常に管理が入り組んでいるように思いますが、この佐波川自転車道の管理というのは、区分けはどのようになっているか教えていただきたいと存じます。よろしく願います。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

佐波川自転車道、全体の管理ということですが、それぞれ自転車道であれば県道であります、今おっしゃられた市道については、道路管理者、市になりますので、県及び市が草刈りや舗装の補修など維持管理をすることになります。

また、一級河川佐波川につきましては、国土交通省が管理しておりますので、堤防の上にある舗装等については、原則舗装については道路管理者となります。堤防については国

のほう、国土交通省のほうで、草刈りの管理はしておられます。

しかしながら、今言っておる堤防の肩の部分の舗装から1メートルについては、市道であれば市、自転車道の県道であれば県のほうが通行に支障がないようにということで、佐波川堤防の中でも、実は国の部分と市及び県の部分ということで分けて、草刈り等については管理をいたしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、清水浩司議員。

○8番（清水 浩司君） ありがとうございます。

国の国土交通省の佐波川の堤防の管理については、これは年2回草刈りをやっています。大体7月ごろと10月ごろにやっております。

それから、県道については、先ほど申し上げましたように、年1回しかやってないので、今は県道についてはかなり両サイドに草が伸びて繁茂しております。市のほうでは、定期的に今後やっていただけるということを聞いておりますので、今後県のほうもぜひ、そのように管理していただきたいと思えます。

佐波川自転車道については、先ほどから非常に自転車を利用したこれからのスポーツも盛んになると思えます。ぜひ健康づくりに役立て、そしてサイクル県、そして健康県山口を目指して、ぜひ有効なる、活用できる佐波川自転車道の整備を今後お願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、8番、清水浩司議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、9番、田中敏靖議員。

〔9番 田中 敏靖君 登壇〕

○9番（田中 敏靖君） 会派「自由民主党市政会」の田中敏靖でございます。通告に従いまして質問させていただきます。執行部におかれましては、市民の目線で御回答をお願いいたします。

最初に、1項目めの道路行政についてお尋ねいたします。この質問は、過去何度か質問をしております。今、議員生活25年ぐらいになりますが、そのうちでほとんどが、この道の問題でございます。

では、最初に1番目として、市街化区域内の法定外公共物、この法定外公共物というのは農道とか水路、堤塘がありますが、その管理、帰属についてお尋ねいたします。

まず、管理についてお尋ねいたします。

農道等の管理は地元となっておりますが、高齢化が進み、維持管理ができません。市で

は、単市土地改良事業補助金制度がありますが、市街化区域内については45%補助になっております。しかし、農家の数、受益面積要件が該当しない場合、要綱に乗れなく、手当てのしようがありません。

また、自治会においては、苦しいながらも春・秋の一斉清掃のほか、毎月、地区清掃日を定め、環境保全を心がけている自治会もございます。このような自治会の努力も認めていただき、一斉清掃の土砂、瓦れきの処分回数を年2回と制限しないでもらいたいと思います。

さらに現行の材料支給制度がありますが、自治会が主体として農道等を補修する場合、量に制限があり現実的ではありません。

以上のことによって、これからは市が全面的に維持管理すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

続いて、帰属についてお尋ねいたします。

現行取扱要綱の帰属の要件で、公道に2.75メートル以上の接道要件を撤廃し、全て帰属寄附を受けてもらえないでしょうか。

2番目に、宅建業者廃業等に伴う道路等の帰属についてお尋ねいたします。

少子高齢化、地価の下落の先どまりのない今日、宅建業を営んでいる業者も、これからは廃業・転業の波に飲み込まれるのではないかと思います。過去、数々の倒産や廃業により、所有者不明の土地が市内に多くあります。現在、不明の業者を探すことは極めて困難であり、さまざまな問題が起こっております。今、話題の空き家の処分においても、道路問題が解決されてないため、積極的な解決に至っていない現状をどのようにお考えでしょうか。

現行制度では地役権、抵当権があれば、申請者で抹消しなければ帰属寄附が受け取ってもらえません。相手が所在不明の場合、どうして同意がもらえるでしょうか。いつまでも要綱にこだわってはい前に進みません。市民の安心・安全を考えるのであれば、現行制度のしがらみを取り除き、帰属寄附の意思表示があれば全て受け取ることはできないでしょうか。

3点目、建築基準法による道路セットバック部分の帰属についてお尋ねします。

建築基準法では、建物を建てる場合には、4メートル以上の道路に接しなければならないことになっており、4メートル未満の道路の場合には、中心線より2メートルのセットバック等が必要となります。

しかし、家を建てた後、数年後には元に戻り、道路が狭くなることが多くあります。申請者のマナー不足と言えどもありませんが、他市において行われているセット

バック部分の買い取り制度を設けてもらいたい。現行はどうであれ、今すぐ実行をお願いしますが、いかがでしょうか。

4番目として、狭あい道路拡幅整備事業の現状と将来についてお尋ねいたします。

何年も前から、狭あい道路拡幅整備事業を実施されておりますけれど、その成果として、実績と現状利用状況を教えてください。

山口においては、古くからこの狭あい道路拡充事業に積極的で、過去の一般質問で御紹介し、取り入れるよう提案したことがございます。この中で、本市で行っていない、入り口となる隅切りの、市で有償買い取りを行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。よろしく御回答のほうをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 9番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の市街化区域内の法定外公共物、農道・水路・堤塘、これの管理、帰属につきましては、議員御承知のとおり、法定外公共物は道路法や河川法等の法令が適用されない道路・河川・水路等のことで、いわゆる赤線、青線と称されるものなどでございます。

この法定外公共物は国の財産でしたが、地方分権一括法により、市に譲与されたことで、防府市法定外公共物管理条例を制定し、平成17年4月から市の財産とされたところでございます。

御質問の法定外公共物である道路や水路及び堤塘の草刈り、泥上げなどの通常の維持管理は、従来からこの道路や水路を利用されます地域の皆様をお願いをしております。議員御案内のとおり、少子高齢化などにより、いわゆる赤線、青線の適正な維持管理が、地域の皆様の負担となりつつあることも認識いたしております。

しかしながら、市が直接維持管理を行っております市道だけでも、総延長が約684キロメートルあり、市民の皆様からの維持補修の御要望にすぐにお応えできていない現状もございますので、法定外公共物の維持管理につきましては、引き続き地域の皆様の御理解と御協力をいただきたいと考えております。

なお、市といたしましては、法定外公共物の補修に係る真砂及び碎石等の原材料のほか、草刈り作業に必要な草刈り機の替え刃と混合油の支給を行っておりますが、議員御指摘のとおり、支給の量に制限を設けておりますので、今後、市内各自治会の皆様からの御要望にお応えできますよう、量及び回数の見直しも含め、支給方法について改善してまいりたいと存じます。

また、市に道路を寄附する際に、公道に2.75メートル以上の接道という要件の撤廃

についての御提案でございますが、議員御案内のとおり、現行の法定外公共物拡幅寄附の要件につきましては、平成19年4月1日から寄附をされようとする道路が、道路法上の道路、あるいは有効幅員2.75メートル以上の法定外道路に接していることを条件として取り扱っております。

これは、御寄附をいただき、所有者が市である道路とするためには、せめて車両の進入が可能となる道路幅が必要ということで、2.75メートル以上としておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目の宅建業者の倒産、廃業等に伴う道路等の帰属についてのお尋ねでしたが、私道の市への御寄附は、市の規則では、「原則、所有者が明確で、その土地に地上権や抵当権など所有権以外の権利がないこと」、かつ先ほど御質問にもございました「接道要件を満たしている場合」に限られております。

しかしながら、現在、見直しを進めております都市計画マスタープランの見直しの中でも指摘されております市街化区域内の古い市街地エリアのスポンジ化の対応策、これを今後、研究していく中で、この問題も避けては通れないものと認識しておりますので、法的な条件整備について、今後、検討をしてみたいと存じます。

次に、3点目の建築基準法による道路セットバック部分の帰属についてのお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、建築基準法では、建物を建築する際、敷地が4メートル以上の道路に接していなければなりません。

そのため、狭あい道路と呼ばれる道幅が4メートル未満の道路に接する敷地に建築をする場合は、その道路の中心線より2メートル後方に建築するセットバックをする必要がございます。

市では、都市計画区域内の市道に接する敷地に建築する際、敷地内のセットバック部分について、寄附の御意思があれば、必要となる費用の一部を助成する狭あい道路拡幅整備事業を実施しております。

その内容といたしましては、門・塀等の撤去費用の一部を助成する。また、測量や分筆、登記は市が実施するなどの制度となっており、敷地の市への寄附の後は、市道として舗装を実施するというようにしております。

しかし、建築基準法によるセットバックをしても、セットバック部分の市への寄附がない場合、議員御指摘のとおり、建築した後、セットバック部分に所有者が再び工作物等を設置し、もとの狭あい道路に戻ってしまうという問題もございます。このようなことを未然に防ぐため、建築主に対し、これまで以上に丁寧な説明、指導をまいります。

議員御提案のセットバック部分の市の買い取り制度の導入につきましては、他市の状況

も研究するとともに、公共の福祉や私有財産保護の観点などについて、あらゆる面から総合的に研究すべく、今後、庁内関係各課で協議・検討をしてみたいと考えております。

次に、4点目の狭あい道路拡幅整備事業の現状と将来についてのお尋ねでございますが、実績につきましては、平成9年度の事業を開始後、昨年度までの20年間で24件の申請があり、ここ近年は毎年1件ずつの申請が出ている状況でございます。

また、建築基準法で定められた道路セットバックに接する隅切り部分について、山口市のように、市が有償で買い取るべきという御提案につきましては、これも今後、庁内関係課と協議の上、検討をしてみたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（松村 学君） 9番、田中敏靖議員。

○9番（田中 敏靖君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、市街化区域内の法定外公共物、これの管理の問題ですが、最初に質問をしましたように、今の農林漁港整備課のほうでやっておられます単市土地改良事業、これに該当をしないんです、現状に。該当をしないのに、どうしてなんですか、地元でやれやれ言うんでしょうか。

農家がないのに、市街化区域にもうほとんど農家がないんです。その農家がないのに、農家の軒数が2軒以上はいなきゃいけません、何反以上なきゃいけません、そんなばかなことはないわけなんです。

一番の問題は、昭和46年に線引きをやりましたでしょう、そのときに市街化区域のこういう公共物は全て市が管理しますよという約束をしているわけなんです。これは何回も質問したときに言っておりますが、それはその当時のことであって、今は関係ないというような今までの回答なんですけれど、今、その状況を改善しない限りは、市街化区域のものはどうしようもありません。

だから、皆が放棄したらどうしますか。その農道、水路、荒れ放題、もうどうしようもなくなって、崖が崩れたり水路が潰れたりしているんですけど、誰もやってくれないんです。そんな場合には、自治会としても大変困っておる現状なんです。

だから、その農家の数とか受益面積とかいうのは、もうやる必要はないんです、言う必要は。もう新たに市街化区域については、もう例えば単市道路改良補助事業とかいうのをつくって、仮称ですがつくって、一律65%ぐらい出したらどうですか。

宇部市がやっておるじゃありませんか、70%出しておるわけです。そんな状況をやらなければならない。だから、昔はよいよ線引きをやる前は、市街化区域の中で、単市補助事業は60%か何かよかったんです。それがいつの間にか逆転しているんです、現状は。

こういうことについては、改善する余地はございませんでしょうか。もう一度お答えください。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 御質問にお答えいたします。

議員御紹介の単市土地改良事業、これについては、議員はこの事業については熟知されておりますが、改めてこの事業目的は農業生産基盤の整備をまず目的としています。

そして、本来なら国・県の補助事業というものが対象になりますが、その補助事業に対象にならない小規模な農道や水路などの改修を行った場合、事業主体となる方に補助金を交付する。

そして、採択要件は先ほど御紹介があったように、農家戸数は2戸以上、そして受益者農地面積は1ヘクタール以上ということで、そして改修の事業ごとに要綱で定めております。

補助率も、先ほど御紹介があったように、農業振興にかかわる区域ごとに定めておりまして、市街化区域内は農業振興地域以外の区域ということで、事業の45%というふうに要綱で定めております。

当該事業は、先ほども申したとおり、農業基盤整備に特化したものであり、市として現在の採択要件は当該事業の公共性を保つため、担当部としては最低の基準であると考えております。

御指摘のように、市街化区域内は農地も減少をしており、当該事業の採択要件に該当しない場合も多々あるとは聞いております。担当部としては要望件数も多いという一つの観点もあり、公平公正という観点もあり、要件の緩和は現在のところ困難と考えております。

しかし、いずれにいたしましても、御要望によっては、地域をまたがるようなケースとかいろいろなケースが考えられます。ですので、先ほど御紹介があった単市土地改良区の担当である農林漁港整備課まで御相談をいただいて、対応をしてみたいと存じます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（松村 学君） 9番、田中敏靖議員。

○9番（田中 敏靖君） いろいろ御回答をいただいておりますけれど、農業者がいないのに、その要件を守れというのはおかしいんじゃないかと思うんです。農業者がいない市街化区域を、水路とかいうのは。じゃ、誰がやるんですか。

年をとって歩けない者まで川の中に入ってやれだ何てのは、とてもじゃないができませんよ。そんな状態で誰がやりますか。これは基本的に考え直すべきじゃないかと思っておりますけれど。

もともこの法定外公共物というのは、昔、赤本というのがありました。国有財産取扱要綱とかいうのがありますが、基本的には所有者責任じゃないですか。

民法で言う所有者責任、所有権は国・県にあったものが、今は防府市にあるんです。所有者責任としてその責任は放棄するわけですから、加工をすとか売るときには銭は取って、管理だけはお前らがやれというのは、それはちょっと虫がよ過ぎると思いますがいかがでしょう、お答えください。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 今、議員が御指摘のあったように、所有者責任という形で、当初はこの法定外というのは国の所有であったというのも認識しております。

今、それが市のほうに移行したということなのですが、実は、この我々産業振興部が施行しています単市土地改良事業は、先ほども申したとおり、市街化区域であれ農振区域であれ、農業生産基盤の整備というのを一応目的としております。

そして、ある程度要件を掲げて皆さんと一緒に整備していくという、このような事業制度設計をしておりますので、現在のところは先ほど言ったように、今の要件緩和は考えません。

ただし、やはり時代の趨勢というのがありますので、今後はその要件についての緩和も検討をしてみたいと存じます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（松村 学君） 9番、田中敏靖議員。

○9番（田中 敏靖君） ただいまのお答えでは、もう管理はせんでもええというふうに解釈してよろしいですね。もう地元ではやりませんよと、もう勝手にしてというような感じを受けたんです。それでは、本当困るわけです。

実は、私は草刈りとかそういう維持管理というのは、地元でやっぱりある程度協力してやることは必要だなとは、思いはしておるんです。そがために、先週は、柳川の一斉清掃というのをやりました。

これは、中学生が約200名、地域が100名、約300名ぐらい集まってくれています。毎年やって、もう20年そこそこずっとやっておるんですが、この目的は、草刈りをやるのは、ただ草を刈るだけじゃないんです。環境保全もありますけれど、きれいにしておればごみを捨てないであろうと、大人は本当に真面目にやらないねと、ごみはたくさん捨てる、たばこは捨てとる、もうこんなビールの缶はいっぱい捨てておると、こんなのはだめだと、私はこんな大人になりたくないんだということを意識づけてやろうということもあります。



それが1つと、草刈りをやることによって、土手の——要するに堤防の悪いところ、要するに陥没しているところ、それから石垣が崩れているところ、こんなところが非常によくわかるわけなんです。

だから、その維持管理をする上でもやっていかなければならない。だから、どうしてもやりますが、もう昔は本当に川の中に首まで浸かって、どぶのものを上げておりましたけど、もう皆年をとって、そんなところをやる人はおりません。

だから、県道とか国道とかいうのはもう、なかなかやってくれないという、市道についても同じようなことは言えるかも知れません。ましてや今、このような法定外公共物はやれるはずがありません。それをやろうとするのは大変なことなんです。

私は、この法定外のこのものを議論する前に、今、都市計画マスタープランというのを、今、市ではやろうとしております。まちなかがなぜ衰退するかと言ったら、まちなかのこの小さな道がいつそ広がらないんです。1メートルの道しかありません。もうそれも、がたがたの道で広がる要素がない。そういう建築基準では指定道路として家は建つかもせれませんけれど、車は入れません。

そんな中で、まずマスタープランを議論する前に、まずまちなかの道を広げてください。そうすればまちがよくなる。まず、町なかをきれいにするんであれば、そういうところから始まらなければできない。

だから、今、このような法定外公共物の拡充とか管理とか、こういうのを私が、今、言っているわけなんです。私もその、人に任せてばかりはおれませんから、草はしっかり刈っております。どっちかと言うと、草刈り議員と言われていたぐらいに、草は年がら年中刈っております。

また、道路の拡充についても、平成7年から、私は私道を市の道にしましょうという運動で、市内全域をチラシを配って歩いております。ずっとやって、随分市道になりました。そういうように、もう身をもってやっているはずなんですけど、行政では幾ら言っても、まちなかのこの農道・水路については、かたくなに、「いや、できません。要綱がありますよ」と言っているわけです。それでは前に進みません。

もうこの辺で、もうそろそろ打ちどめしてはどうですか。ここをやりましょうと、全面的に市で管理しましょうというぐらいに言われたらどうかと思いますが、もう一度お答えください。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 法定外公共物の維持管理の課題については、これはもう切実な課題の一つであると私も認識をしております。いろいろ内部で調査をした上で、またお示

しもさせていただきたいと、このように考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 9番、田中敏靖議員。

○9番（田中 敏靖君） 市長から、今から検討をしようということでしたので、よろしく願いいたします。

その次の、今、宅建業者がどうのこうのというのがあります。そのあたりについて、もう少し深く再質問をさせていただきたいと思います。

今、帰属要綱とかいうのはよく読んでおられると思いますけど、私がもう一回、土木都市建設部長さんに、「よく読め」と言うてから、私、自分でここに書いております、「よく読めよ、帰属道路」という、この目的は何であるかということなんです。

これは平成7年ぐらいにやっていただいて12年に制定したんですが、個人名義があったら問題が起こりますよということで、この帰属道路制度はやっていただいたんです。その問題はもう顕著に、もう大変なんです、今、世の中が。

帰属道路で道路をとっていただけなかったことによって、家が建てられない、お金が借りれない、道路を通してやらんというような問題も起こっております。そういう中で、そういう個人名義やったらいけない、相続問題が起こるであろう、企業倒産によって問題が起こるであろうという、こういう問題でこの要件が定められた。

しかしながら、その要件の中に、道路は2.75メートル以上接しなきゃいけませんよとか、所有権の移転ができるためには地役権があってははいけませんよとか、こんな問題をしっかり言っているわけです。

しかし、そういう流れの中で、今、少し救われたかなというのが一つほどあります。下水道事業のほうに、下水道の管を入れるときに、担当課のほうで相手方が見つからない場合には、地域が将来トラブルが起こったときには、全て自治会等が、要するに自治会というんですか、地元が責任を持ちますからという念書を入れたら、たしかいいようになっていますがいかがでしょう。ちょっとその辺、御答弁をいただけませんかでしょう。

たしか下水道の、公共下水道の設置基準というところに、たしかありまして、設置基準の3条の1項の4号というところに念書みたいなものを入れたら、道路が私道の場合、別に定める防府市市道廃止設備設置基準というのがあります、そういう状況であるわけなんです。

これは私、非常にいいなと思ったんです。本当にもう倒産している会社とかいうのがあります、名義を変えようにもいないし、相手がない。それでもできるんです。突然振りまされたけど、もしわかれば教えてください。

○議長（松村 学君） どうします、休憩しましょうか。

○9番（田中 敏靖君） いや、じゃ、いいです。そういうのを調べております。申しわけございません。

そのように下水道の関係は、よくやっていただいております。おかげで下水道事業も、私どもでもどんどん入れられるようになりました。おかげさまで。だから、そんないいこともやっていただいておりますので、道路については、ぜひお願いしたいと思います。

それから、各種要綱の中身を見ますと、今の帰属道路の取扱要綱とかほかの要綱には、最後のほうに、市長が特に認めた場合にはいいですよというのがあるんです、あるんですよ。市長は今まで、その特に認められたことはやられましたでしょうか。ちょっと一言お答えください。いや、1回あるんですよ。（笑声）じゃ、ちょっと。

○議長（松村 学君） 田中敏靖議員どうぞ。続けてください。

○9番（田中 敏靖君） ひとつ御紹介いたしますと、これは何年前でしたか、防府土地さんが破産をしまして、そのときに市長のいろいろな特例をつけていただいて、これは平成15年に防府土地さんが、破産管財人さんに市のほうから交渉をしていただいて、全ての道についてやっていただいております。これが1件あります。これが、やはり市長の英断というんじゃないかなと思うんです。

だから、特に市長が認めた場合にはいいですよというのを利用していただきたいと思うのが、今、会社が、大きい会社もあるんですが小さい会社もあるんですが、不動産登記法というんですか、何か法律が変わりまして、有限会社の法律が変わって7年とか10年とか、何もしなかったら会社がなくなるんです。

そういう制度があって、だからその場合には会社がないから相手がおりません。それとか、会社を整理された場合に相手がおらん、そうするともらうことできないです。そうすると、今、先ほど言いましたように、地役権を抜いてくれとか、まず所有権を変えてくれと言う相手がない。

それから地役権を抜いてくれとか言うていう話も前へ進まないわけです。そういう場合には、もう困っているところが、市内、すごくあるんです。大体100所帯ずつぐらいのブロックで、もうあちらこちらあります。もう華城でもあります、それから仁井令とか新田のほうもありますし牟礼もありますし、そういう問題はたくさんあるんです。

それを何とかしないといけないということでいろいろ考えてはおるんですが、抵当権については、やはり問題があります。これは競売なんかかかりますと逆転することが、可能性がありますが、地役権とかいうのは、これは競売にかかっても関係ないんです。

だからこれはあったままでも、もし寄附してやろうという動きがあれば、それはもらえ

るのではないかなと思います。これはぜひやっていただきたいと思いますので、ちょっと振りが悪いんですが、副市長のほうから、ちょっとお答えいただければと思うんですが、いかがでしょう。将来を担っていることですので、ぜひお答えいただきたいと。

○議長（松村 学君） できますか。副市長。どうぞ、ええですよ。

○副市長（村田 太君） 今、例示されたような従来の規則ですか、それに適合しないけれど、大切な住民の周りに道路があって、それを放置すれば大変な周りの住民に対して御迷惑もかかるという実態は明らかだろうと思います。

最近、空き地とか空き家についても、国交省のほうも所有者が不明であっても、その辺の手だてもやるというようなことも、きょうの新聞でも見ましたので、大きな流れとして、時代の転換の中で、そういう制度を今の時代に即したように点検をしていくということは必要だろうと思います。

先ほど部長が答弁しましたように、条文整備、法律……、今、規則というのがありますから、その規則に即してやるというのは、市の立場だろうと思うんですけど、その条文とかそういうものも、今後、法律相談とかして、時代に即した形で、また条件を設定をしまして、御相談もさせていただいた上でいい方向に進めればというふうに、今、思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 9番、田中敏靖議員。

○9番（田中 敏靖君） 突然振りまして、申しわけございません。将来はぜひ肩にかかっておりますので、よろしく願いいたします。

といいますのは、今、お答えの中にありましたように、不明の土地というんですか、所有者不明土地、これが今、物すごくありますよというのが、所有者不明土地問題研究会というのが、国交省のほうでやっておられます。これもオブザーバーとして全国市長会も参加されていると思うんです。

そういう中で、もう来年の春の国会にはそれが出るであろうというふうに、新聞の報道にはあります。それから、国交省だけじゃなくて、法務省も相続問題についても変えるということで、民法も改正しようとか、このような問題も出ております。

ぜひとも先駆けて、とりあえず今の国の問題の動きとは別に財産を寄附してやろうという業者がありましたら、必ず取っていただきたいと。もうこれは切実になっている問題ですのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

前にも紹介いたしましたけれど、高知市がやっているんです。大体15年から20年に1回、全て道路を2メートル以上ありましたら市道にしてみましようという、これは極端

なやり方なんですけどやっております。セットバックするようなところの土地は全て市のほうで測量から分筆して登記もしましよと、こういうふうな動きをしております。

だから、よその動きを見ながら、もう必要なんですが、今回の質問は何としてでも、この道路の問題だけは、もうそろそろ25年経ちましたから結論を出してもらいたいなという、この思いでおります。

だから、大方できるじゃろう、検討しますよじゃ、本当は困るんです。やってもらわないと、もう地役権をついとったって、問題はないということは、もう目に見えとるわけなんです。

だから、ぜひやっていただきたいと思いますが、改めて市長、いかがでございましょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘がございましたように、政府におかれましても、この所有者不明土地についての委員会を既に立ち上げておられまして、全国市長会でも経済委員長の総社市、片岡市長が委員として、メンバーの中に入っております。

いろんな動きが出てきておりますので、先ほどの部長の答弁も、実は、調査研究という一番最初はシナリオであったんですが、検討というふうに部長も冒頭で申していると思いますので、そこら辺と先ほどの副市長の答弁とを抱き合わせて考えていただければありがたいなと、このように考えております。

○議長（松村 学君） 9番、田中敏靖議員。

○9番（田中 敏靖君） ありがとうございます。前向きな御答弁、感謝を申し上げます。本当はきょうは、これが目に入らぬかと言いたかったんですが、これはまたにしましよ。

じゃ、続いて次にまいります。最後の項目ですが、自治会に対する助成についてでございます。その中で、自治会未加入者に対する助成金制度ができないかということのお尋ねでございます。

近年、外国人労働者が年々増加の傾向にあり、地域自治会にもさまざまな問題が発生しております。就業ビザで入国されている方々で、貸し家やアパートにお住いの方が自治会に加入されておらず、自治会では自治会費はいただいておりますが、行事の参加や一般的なサービスはしなければなりません。

多くの外国人を抱える自治会では対応しきれません。せめて市より自治会費相当分の助成はいただけないでしょうか、お答えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

自治会は地域の皆様にとって一番身近な存在であり、防災、青少年の健全育成、環境美化等の地域の諸課題、諸問題の解決のために、自主的に活動をしておられ、また市からの行政情報の周知とともに、地域の皆様の御意見を市へ届けていただくなど、市と地域のパイプ役として御協力をいただいているところでございます。この場をおかりいたしまして、自治会活動に携わっておられます皆様方に対しまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、自治会未加入者、とりわけ外国人居住者に対応する自治会費相当分の助成はできないかとのお尋ねでございますが、現在、市から自治会へお願いしております事務の委託料や住民自治の振興を図るために交付しております助成金につきましては、自治会への加入、未加入を問わず、住民登録のある世帯数で助成をしておるのが現状でございます。

このことから、助成金についてはこれまでどおり、引き続き自治会のお取り組みを支援してまいりたいと考えているところでございます。しかしながら、外国人居住者とのかわり合い方などにつきまして、自治会によっては御負担を感じておられるとの声も承っております。

市といたしましては、引き続き本市に転入された外国人の方々に対して、自治会活動への御協力をお願いいたしますとともに、外国人の方々を雇用されている企業さんに対しましても協力をお願いを行い、また本市においても先進自治体での取り組み方なども研究をいたしまして、自治会の御負担を少しでも軽減できるような方策を検討をしてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（松村 学君） 9番、田中敏靖議員。

○9番（田中 敏靖君） 先進的な御回答ありがとうございます。

今、本当に自治会も多くの外国人を抱えて大変な時代になりました。企業にもいろいろ声をかけていただくと、こういうふうに言っていただきましたことを大変ありがたいなと思っております。

まだまだ助成金をもっともっといただきたいところでございますけれど、本来は、今、120円ぐらい、80円と何ぼかだから120円ぐらいになると思うんですけど、出すほうは結構多いもんですから、このような意見があります。

いろんな自治会からの要望がございましたので、今回もこのように助成金をできないかという質問をさせていただいております。今後、自治会活動にますます力を、目を向けて

いただいて、助成金の増額をお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、9番、田中敏靖議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） ここで昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時15分 休憩

---

午後1時13分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、10番、山本議員。

〔10番 山本 久江君 登壇〕

○10番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。本日、最後の質問になろうかと思いますが、どうかよろしく願いをいたします。

今回は、中小企業の振興について、それから、自然環境の保護について、大きくこの2点につきまして質問をさせていただきます。

質問の第1点、中小企業の振興についてでございます。

まず最初に、市では、中小企業振興基本条例に基づき、基本計画を策定し、施策の推進が図られているが、本市における昨今の中小企業の現状と課題をどのように受けとめておられるのか、お尋ねをいたします。

基本計画では、市内中小企業の位置づけ、また、自治体の施策のあり方について、次のように述べています。

すなわち、経済のグローバル化の中で、中小企業の経営環境が厳しさを増しているが、中小企業は、本市の地域経済を支える重要な存立基盤であり、市民の雇用やまちのにぎわいを創出するために、中小企業の活性化、振興に取り組むことは、自治体の大きな責務と、こういうふう位置づけております。

全国的には、政府の調査でも、売り上げ、利益を連続的に減らし、年所得300万円未満で暮らす中小業者が、階層として6割を超えているという深刻な状況も報告をされております。

雇用者報酬や家計消費支出は低迷し続け、GDPも年率換算で1.1%減少しております。

こうした中、県が、今年度行った県政世論調査で、「商業、サービス業の振興に向けた取り組みが進んでいるか」、こういう問いに対しまして、35%が「そうは思わない」、

「どちらかといえばそうは思わない」、こういうふうに答えております。

また、市においても、市民アンケートの市民満足度指標では、平成26年の実績ではありますけれども、商業活動が活発に行われ、身近な場所でさまざまな商品を購入したり、サービスを受けたりすることができる、こういうふうに思う市民の割合39%と、十分な状況ではございません。

本市における中小企業の現状がどうなっているのか、国の調査でも、経営環境が厳しさを増している中、中小企業の活性化、振興に向けての課題を市としてどのように考えておられるのか、基本的なことではございますが、御答弁をお願いいたします。

次に、中小企業振興資金融資制度の拡充についてお尋ねいたします。

資金力の乏しい中小企業にとりまして、市の融資制度は、事業継続のために、また、新たな事業を起こす場合に極めて助かる制度でございます。今日の厳しい経済環境のもとで、さらに充実が求められます。

1つは、融資制度の各資金の融資利率の引き下げができないか、質問いたします。お隣の周南市や山口市と比較しても、利率が高い資金もありまして、検討をお願いいたします。

2つ目は、創業者支援のための新規開業資金についてでございます。起業家が設備投資を行う場合、現状での融資限度額を超える場合があります。創業に向けて困難が、そうしますと増してまいります。融資限度額の引き上げを行って、起業家への後押しをさらに強めていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

創業支援は、地域に新たな活力を生み出すために、拡充が今、一層求められております。よろしくをお願いいたします。

続いて3点目ですけれども、女性の活躍推進を図るための環境整備を進める中小企業に対する助成制度についてでございます。

働くことに意欲のある女性の就職支援と、それから一方で、市内企業における男女ともに働きやすい職場環境の一体的な取り組み、この2つの支援、極めて重要でございます。

女性就労者の増加に対応して、女性のさらなる活躍のための職場環境の整備、例えば更衣室とか、トイレの改善とか、いろいろございますが、市内の中小企業が積極的に取り組んだ場合などに、新たな助成制度が検討できないかどうかお尋ねいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。



まず、1点目の本市における昨今の中小企業の現状と課題をどのように受けとめているかとの御質問でございましたが、本市の現状につきましては、国の経済センサスから、事業所数の動向を見てみますと、平成21年の基礎調査におきましては4,932社、これが、平成24年活動調査におきますと4,586社となりまして、わずか3年で346社、事業所が減少しております。平成28年活動調査におきましては、4,485社で、平成24年の調査から、さらに101社減少をしております。

この事業所数の動向から、本市の事業所の大多数を占める中小企業者が廃業されている状況が見受けられるところであります。

中小企業者は、IT技術の進歩や少子高齢化など、経営環境が急激に変化する中で、生産性の向上や販路の開拓、従業員の確保や事業継承といった複雑化・高度化した経営課題に直面しておられるものと認識しております。

本市の地域経済を支えておられる中小企業者の減少を放置することは、自立的な発展や生活の安定などが阻害され、地域にとって大きな損失となってまいります。

このため、中小企業者の経営の革新や創業及び継承、創造的な事業活動、さらには情報発信や販路の拡大などの防府市中小企業振興基本条例における8つの基本的方針に基づきまして、中小企業振興施策を展開しているところでございます。

中小企業者が、継続して事業活動を続け、発展していくことができるよう、引き続き防府市中小企業振興会議を中心として、本市の課題の把握に努め、同時に有効な施策を推進していく所存でございます。

次に、2点目の中小企業振興資金融資制度の拡充についての御質問でございますが、この融資制度は、中小企業者の仕入れや販売、設備投資などに必要な資金の円滑な調達を支援する制度でございます。

現在の融資利率は、資金の種類に応じて1.4%から1.9%で設定しております。

社会経済状況に応じ、適宜制度の見直しを行っており、平成27年度には保証料の全額補給の実施や、本年4月には、市中金利や県の融資制度の利率を考慮しまして、融資利率を一律0.2%引き下げたところでございまして、着実に利用実績は伸びてきております。

議員御提案の融資利率のさらなる引き下げにつきましては、中小企業者の負担軽減や資金の円滑な調達と循環に資するものと考えますので、市内6つの取扱金融機関と引き下げについて協議してまいりたいと存じます。

あわせて、新規開業資金の融資限度額の引き上げについての御提案でございましたが、本市では、創業支援センターの伴走型の支援機能の充実や、創業包括支援相互協定によります関係機関との連携した取り組みにより、毎年多くの創業者を輩出してきております。

事業を始める際には、当面の運転資金や設備投資の資金などが必要となりますが、自己資金を十分に持たれない創業者にとって、この新規開業資金の融資は、事業活動の一助となっております。

また、防府商工会議所からも、融資限度額の上限見直しの要望をいただいておりますので、融資限度額の拡大について、関係機関と具体的に検討してまいりたいと存じます。

最後に、3点目の女性の活躍推進を一層図るための環境整備を進める中小企業に対する助成制度が必要ではないかとお尋ねでしたが、女性の活躍推進につきましては、本市の働き方改革の取り組みの中心に据えまして、今年度から2つの事業を開始しているところであります。

1点目は、本年7月にイオン防府店3階に、ほうふ女性しごと応援テラスを開設いたしまして、女性の再就職支援に取り組んでいるところでございます。

2点目は、女性や高齢者など、誰もが働きやすい職場環境の形成に向けまして、ほうふ幸せます働き方推進企業の認定制度を創設し、本年10月には10社を認定いたしました。さらに、来年2月9日の働き方改革をテーマとしたシンポジウムの開催とあわせ、第2弾の認定を予定しているところでございます。

これら認定企業の女性の活躍推進をはじめとする働き方改革の取り組みを本市のホームページなどでしっかりとPRしていくとともに、認定企業が行う就業規則の変更などに対するコンサルティング経費の助成制度により、職場環境の改善を促すこととしております。

現在、この2つの事業を両輪に、働き方改革や女性の活躍推進を図ることとしており、この取り組みを進めていく中で、議員御提案の中小企業者が実施する更衣室やトイレなどの環境整備に対する支援につきましても、その必要性も含めて検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

中小企業振興基本条例では、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置づけておりますけれども、今、御答弁にありましたように、市内の中小企業、かなり減ってきています。減少してきております。このことは、基本計画にも書かれてあるんですけれども、地域の自立的で個性豊かな発展、市民生活の安定といったものが阻害され、地域にとって大きな損失となります。これ、基本計画に書かれていることではございますけれども。

私は、地域が豊かになるというのはどういうことか、常々考えているんですけれども、

企業や商店、あるいは農家、あるいは自治体も含めて、地域に再投資を繰り返すことで、そこに仕事と所得が生まれて、住民生活が維持・拡大されていくことだろうというふうに、最近、つくづく感じております。

市内の中小企業が、休廃業や解散、あるいは倒産といった状況で減少してきている、今日の中小企業振興にかかわり重要なことは、こうした実態をしっかりと捉えて、事業の持続的発展、あるいは事業承継に関する諸制度、さまざまな制度ございますけれども、その整備がより必要ではないかというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 質問にお答えいたします。

私も、この中小企業振興基本条例を議員提案のほうでつくっていただいたとき、商工振興課長、それから、そのときは産業振興部次長として、皆さんと一緒に関係機関を回って、この条例の重要性を周知したという形でありまして、その中で、今、議員がおっしゃったように、私も、防府の人、物、サービスが地域内循環することは、非常に重要だということを考えております。

その中で、今できることを、やはり我々も考えますし、先ほど市長のほうから答弁もありましたように、この基本条例の中で設置しております振興会議、こちらのほうにいろんな提案をして、御意見をいただいて、それを次年度に反映する、そういうサイクルも必要だという形を考えておりますので、それが一応環境づくりかなと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 業者の方々が、日ごろどんなことを思っておられるのか、その声を把握していく、そのシステムづくりをこれまでつくってこられたと、今、それをさらに発展させていく、そういう時期であろうというふうに感じております。

事業の持続的発展のためには、中小企業者への金融支援、極めて重要な事業でございますけれども、その融資利率の引き下げについて質問させていただきました。御答弁は、市内の取扱金融機関と協議をしていくと、こういうことでございました。前向きに受けとめさせていただきますけれども、相手様があることで、今後、ぜひ実現されますように強く要望いたしておきます。

さて、創業者への支援としての新規開業資金ですけれども、ここ3年間の利用実績はどのようになっているのか、少し実績を御紹介をいただけたらと思います。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 御質問にお答えいたします。

中小企業振興融資制度の中で、新規開業資金の過去3年間という形で申し上げます。さらに、ことしは9月末までの状況も、今、つかんでおりますので申し上げます。

26年度は7件、27年度は3件、28年度は12件、29年度は9月末ですが8件でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 年度によって増減がありますけれども、全体として増えているかなという思いはいたしております。

新規開業資金の融資限度額の引き上げについては、御答弁の中では、関係機関と具体的に検討していくという前向きな御答弁、実施に向けての御答弁をいただきました。ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

防府市は、県内でも創業件数が多い地域だというふうに聞いております。地域での雇用などを生み出して、地域経済の成長につながっていくものだと思いますので、ぜひ、こうした事業者への積極的な後押し、よろしくお願いをいたします。

それから、女性の活躍推進を図るための環境整備を進める中小企業に対する助成制度についてですけれども、誰もが働きやすい職場環境に取り組む企業を認定する、御紹介のありましたほうふ幸せます働き方推進企業認定制度、スタートいたしました。この企業の認定の目標をどの程度持っておられるのか、スタートしたばかりでございますけれども、市の構えといいますか、そのあたりを御披露願えたらと思います。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 認定制度についてお答えいたします。

認定制度の登録事業者数のまず目標値の御質問でしたが、これは、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、KPIという数値で、平成31年度時点で一応30社というのを目標に掲げております。

この30社という目標は、先ほど市長の答弁にもありましたように、本年の10月に、まず10社ほど認定させていただきまして、そして、来年の2月を予定にさらに10社という形で、今、申請をいただいております。

ですので、今年度中には、できれば20社は達成し、31年末には、登録業者を今の予定としては100社程度目標としておりますので、KPIの数値もさらに高い目標という形を掲げたいと思います。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 100社という積極的な目標が出されていたと思います。

女性の働き手の確保、全国的にもさまざまな女性活動が行われております。例えば、調べて見ましたら、富岡市では、2015年に50人以下の中小企業に働く従業員の育児期間中に、月額3万円、限度36万円だそうです。これを中小企業に交付をしていく育児休業支援事業補助金、新しい制度ですけれども、これをつくられたそうでございます。

地域によって取り組みはさまざまですけれども、防府市では、今年度から認定制度を設け、男女ともに働きやすい職場環境の整備促進を図る、こういう取り組みがスタートいたしました。

しかし、誰もが働きやすい職場環境に積極的に取り組むといっても、やはり事業者としては意欲はあるんだけど、環境整備には投資が必要ですよ。投資が必要であるため、その費用に大変苦勞していると、こういう事業所もあるわけです。もし、助成制度ができれば本当に助かると、働き方改革に関する機運を一層盛り上げていくためにも、今、提案をいたしましたこの助成制度、ぜひ検討していただきたいと。まずは認定制度をスタートしたから、それを進めていくんだというお考えですけれども、並行して事業所が積極的に名乗りが上げられるように、後押しの策、ぜひ必要だと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でこの項は終わらせていただきます。

続いて、自然環境の保護について質問をいたします。

まず、マイクロプラスチックによる海洋汚染が深刻な問題となっておりますが、プラスチックごみに対する市の対策についてお伺いをいたします。

マイクロプラスチックって何だろうと、通告いたしましたら、いろんな方からお声がかかりました。マイクロプラスチックとは、一般的に大きさが5ミリ以下のプラスチック片ですけれども、近年、マイクロプラスチックなどが生態系に与える影響が懸念されております。

昨年1月に開催されました世界経済フォーラムで、海洋ごみに関する報告書が発表されましたが、それによりますと、毎年、少なくとも800万トン分のプラスチックが海に流出、このまま流出が続きますと、2050年までには、海のプラスチックが魚の総重量を上回るという、こういうショッキングな試算も出されました。

一方、環境省の調査では、日本周辺海域では、プラスチックごみが、世界平均の何と約27倍存在するというので、深刻な状況が報告をされております。国においても早急な調査と対策、また、国際的な取り組みが望まれております。

一方で、私たちの身近な生活の場で、あるいは、さらに自治体として取り組んでいける

こともあるのではないかと感じております。

まず、これまでのプラスチックごみに対する取り組みについて、御答弁をお願いをいたします。

次に、天然記念物及びそのほかの貴重な植物の保護対策の推進についてお尋ねをいたします。

新聞報道によりますと、国指定天然記念物で、樹齢1,000年の下関市豊浦町川棚のクスノキが、幹2本、枯死状態で枯れている、枯死状態であるということがわかり、ボランティアの方々が再生への取り組みを始められたと、こういう報道がございました。枝ぶりの美しさは日本一と称されておりまして、種田山頭火も、「大楠の枝から枝へ青嵐」と句を詠んでおります。何とか、もとどおりにと願っている人は多いと思います。

しかし、このことは、この地域だけの問題ではございません。防府市においては、植物では、国指定のものが1つ、県指定が3つ、市指定が5つ天然記念物がございます。これらは極めて貴重な植物で、防府市の豊かな自然とともに後世に伝えていかなければなりません。

しかし、例えば、県指定の若月家の臥竜松は、水平方向に伸びた横枝1本の長さは、全国一と言われましたが、現在は、その長さの枝を見ることはできません。関係者のさまざまな御努力がされましたけれども、かないませんでした。しかし、樹齢300年から400年と言われる臥竜松の迫力は、あの前に立ちますと胸を打ちます。

こうした天然記念物を守る対策について、さらなる取り組みの強化が必要と思いますが、これらの保護対策について、どのように進められているのか、お伺いをいたします。

次に、そのほかの貴重な植物への取り組みについて質問をいたします。

防府市では、1999年、平成11年に緑の基本計画が策定をされました。その中で、「ふるさとの緑を形づくる自然や風土をまもり活かす」として4つの基本施策が示され、その具体的方策として、保存樹・保存樹林の指定が取り上げられております。大変分厚い計画書でございますけれど。

既に県内でも、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを市の条例などにより指定し、保存する制度を策定し、山口市や萩市など7市でこういった保存する制度が実施をされております。

緑の基本計画は、目標年次が2020年、平成32年でございます。防府市は、長い歴史に培われた歴史的・文化的価値のある緑や樹林地などがございます。ぜひ、こうした制度を創設していただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。よろしくお伺いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部理事。

○生活環境部理事（大田 稔君） 御質問のうち、私からはマイクロプラスチック問題についてお答えをいたします。

マイクロプラスチックとは、議員御案内のとおり、適正に処理されなかったプラスチックごみなどが、海や湖に流れ込み、紫外線や波の力などにより、5ミリメートル以下に微細化され、水中に浮揚しているものなどをいい、ポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCBなどの有害物質を吸着しやすい性質があるため、海洋生物の食物連鎖を通じて、生態系に及ぼす影響が懸念されているところでございます。

マイクロプラスチックによる海洋汚染の問題は、ことしイタリアで開催されましたG7環境大臣会合におきましても、地球規模の脅威と捉え、プラスチックごみやマイクロプラスチックの削減に向けた取り組みを強化することが合意されたところでございます。

しかしながら、国内における対策は進んでいるとは言いがたい状況でございます。

議員御質問の本市におけるプラスチックごみに対する取り組みにつきましては、まず、プラスチックごみの処理の現状でございますが、容器のラベルや食品トレイなどのプラスチック製容器包装とペットボトルは、資源ごみとして定期的に収集し、リサイクル、再生利用をしているところでございます。

また、プラスチック製品につきましては、燃やせるごみとして収集し、焼却処理を行っており、市民の皆様には、ごみの分け方・出し方の冊子を配布するなど、さまざまな機会を通じて、適正な排出をお願いをしておるところでございます。

また、マイクロプラスチックの削減対策としまして、プラスチックごみそのものを減らすことが有効な対策となります。本市においては、平成21年4月から、マイバッグ運動を展開し、市内のスーパーなどの小売事業者の御協力をいただき、小売店舗におけるレジ袋無料配布の中止に取り組んでおり、市民の皆様に着しているところでございます。

次に、不法投棄されたプラスチックごみが、マイクロプラスチック発生の原因の一つであると言われております。

ごみの不法投棄対策につきましては、山口県山口環境保健所と連携して取り組んでおり、例を挙げますと、不法投棄監視カメラの設置や不法投棄防止看板の配布・設置などに取り組んでおり、今後も継続して実施することにしております。

今後は、このマイクロプラスチック問題につきまして、市民の皆様にご啓発しますとともに、プラスチックごみの減量に向けた取り組みを一層強化する必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 2点目の御質問のうち、私からは、天然記念物に指定された植物の保護対策の推進についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、本市における植物分野の天然記念物は、国、県、市のそれぞれの指定を合わせ9件ございます。

その主なものを申し上げますと、日本列島が大陸と陸続きであったことを示す植物学的な証拠として貴重な国指定のエヒメアヤメ自生南限地帯、原始的植生を残す神社の森が植物生態学上貴重な市指定の玉祖神社の社叢、寺社や個人宅などで代々守り継がれてきた巨木の県指定の老松神社のクスノキや若月家の臥竜松、市指定の天徳寺のイチョウや岩淵のイブキなどがございます。

議員お尋ねの、こうした天然記念物に指定された植物の保護対策の取り組みといたしましては、県の文化財保護管理指導員及び市の文化財保護指導員による毎月の巡視や、大雨や暴風等の後の職員による状況確認を行っており、万一、異変等が確認された場合には、直ちに県へ報告するとともに、専門家へ相談するなど、適宜対応しているところでございます。

また、天然記念物の中には、生育の状況が変化し、自然のままでは良好な状態を保つことができない場合には、積極的に保護する必要がありますことから、樹木等の生育環境の改善や生育状態の回復、剪定や防除、支柱等の設置に係る経費について助成いたしております。

具体的に申し上げますと、若月家の臥竜松では、専門業者による剪定、消毒に係る経費の一部について、景観保存と荒廃防止の観点から、県と市で助成しており、また、エヒメアヤメ自生南限地帯では、エヒメアヤメ保存会の皆様による除草作業や一般公開中の盗掘監視に係る経費の一部につきましては、生育環境の維持の観点から、市から助成いたしております。

教育委員会といたしましては、これまで保護・保存されてきましたこれら天然記念物の価値を次世代へと伝えていく必要がございますので、引き続き保存のための支援を積極的に行ってまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 私からは、その他の貴重な植物の保護対策の推進についてお答えいたします。

本市が平成11年に策定しました防府市緑の基本計画では、樹木を保全するために、保



存樹・保存樹林を指定し、保護していくこととなっておりますが、山口市をはじめ県内7市では、法律だけではなく、樹木保全条例を定めております。

また、本市でもそのような制度を創設してはどうかとの御質問ですが、議員御案内のとおり、緑の基本計画においては、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存樹や保存樹林の指定を行うこととしていました。

その後、景観法が平成16年に公布され、本市においては平成24年に「防府市景観条例」の制定及び防府市景観計画を策定し、市全域を景観計画地区として、良好な景観づくりを始めたところであり、その中で、保存すべき樹木につきましては、景観審議会及び所有者の意見を経て、景観重要樹木として指定することにより、適切な保全・管理ができるようになったところでございます。

なお、景観重要樹木とは、地域のシンボリックな景観としての特徴を有し、市民から親しまれるもの、市民に守られ地域の誇りとなっているもの、地域の景観づくりに主導的な役割を担うもの、本市の自然・歴史・文化などの特性が現れ、樹木の姿を誇る樹木を指定の対象としております。

また、景観意識の高揚や啓発を目的に、防府市景観賞を毎年実施しておりますが、特に今年度は、樹木のある風景をテーマとして募集を行っておりますので、樹木のある良好な景観の新たな発掘につながればと思っております。

市といたしましては、樹木は、良好な景観を形成する上で重要な要素であると認識しており、今後、市内各地にある守るべく立派な樹木を幅広く拾い、景観重要樹木の制度を活用し、良好な景観を保全するとともに、これら樹木の適切な保存に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、マイクロプラスチックの問題ですけれども、マイクロプラスチックなどが生態系に与える深刻な影響、御答弁にあったとおりでございますし、新聞やテレビなどでも報道されております。

自治体としても、市民にこの問題の情報提供を行って、ごみの減量とリサイクルを呼びかけていく、こういったことが必要ではないかというふう感じて、いろいろ調べておりましたら、このことに前向きに取り組んでいる自治体がありました。

新潟県長岡市では、市のホームページに、「海のマイクロプラスチックごみについて」

ということで、次のように呼びかけております。ちょっと読まさせていただきますが、「市では、マイクロプラスチックごみによる海洋汚染が、私たちの生活に密着した新たな環境問題であることから、国などの動向について情報収集し、市民の皆さんに情報発信していきます。また、私たちの暮らしから排出されるごみの減量やリサイクルを推進し、マイクロプラスチックごみの発生原因であるプラごみそのものの発生抑制に取り組んでいきます。市民の皆さんには、買い物の際にマイバッグを持参し、レジ袋の使用を断るほか、ごみをポイ捨てしないなど、ごみの減量とリサイクルに引き続き御協力をお願いいたします」と、こういうふうに前段はちょっと省略をいたしましたけれども、このように市民に市として呼びかけておられます。

我が市としても、深刻化しているこうした問題について、情報提供とか周知を図っていく、こういった姿勢が必要であろうと思いますが、この点、いかがお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部理事。

○生活環境部理事（大田 稔君） 御質問にお答えします。

プラスチック、マイクロプラスチックによる海洋汚染というものが、私どもの生活に密着した新たな環境問題とクローズアップをされてきております。しかしながら、認知度は低い状況というものでございます。

したがって、今後、国等の動向にも十分注意しますとともに、情報収集を進めますとともに、市民の皆様へ情報提供を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ありがとうございます。私たちの身近な場でできることは、プラスチックのリサイクルを促進をしていく、あるいは海など自然界への流出を防ぐ対策の強化ではないかというふうに感じております。

こうした中、市民のボランティアによる海岸清掃、あるいは河川もそうだと思いますが、海岸清掃などが行われておりますけれども、こうした取り組みに対して、市の助成等が検討できないでしょうか。

例えば、いろいろどういった形の助成があるかなということで、全国の状況も調べてみますと、例えば東京都武蔵野市では、清掃ボランティア活動に対して、無料でボランティアごみ袋を配布、地域貢献活動としての清掃ボランティアに対する支援、こういった形で行われております。

こうした支援、各地でいろいろ実施をされているんですけども、本市でも検討をお願いできないだろうか、こういうことでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部理事。

○生活環境部理事（大田 稔君） 御質問にお答えいたします。

まず、市が支援を行っている海岸清掃を御紹介をいたしますと、富海クリーン作戦がございます。この活動は、毎年、富海海水浴場の海開きの前の6月下旬に、富海地域の社会福祉協議会や自治会、学校などにより、海岸の清掃や除草に取り組まれており、大変ありがたく、感謝を申し上げる次第でございます。

私どものほうでは、クリーンセンターで、集められたごみの回収を行っているところでございます。

議員御要望のボランティアでの清掃活動に対して、実は、県内他市では、ボランティア専用のごみ袋の支給や火ばさみなどの清掃用具の貸し出し等の支援を積極的に行っている事例がございます。

本市において、どのような支援をすることができるのか、他市の例を参考に検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ありがとうございます。積極的な検討というのもおかしいですね。前向きな検討をよろしくお願いをいたします。

マイクロプラスチック等の海洋ごみの問題というのは、私たちの身近なところでのいろんな取り組みと同時に、大もとはやはり国や、それからさらに、今や国際社会が協調して取り組む課題であろうというふうに感じております。

ですので、市において、国に対し、マイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が問題となっている中で、その実態解明、あるいは海洋ごみの処理の推進、さらに発生抑制策など、国に対して、国のやるべきことがたくさんあるかと思えますし、要望を、地元の自治体のほうから要望していただきたいというふうに感じておりますが、その点、いかがでございましょうか。

○議長（松村 学君） 生活環境部理事。

○生活環境部理事（大田 稔君） マイクロプラスチックによる海洋汚染の問題というのは、先ほどもお答えいたしました、最近クローズアップされてきた問題というふうに考えております。

したがって、生態系への影響というものも懸念されておりますことから、その実態

解明とか発生抑制につきましては、さまざまな機会を捉えて、国等、県ももちろんでございますけれども、要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 全国市長会の会長でも、松浦市長、いらっしゃいますので、全国の自治体のそうしたさまざまな問題、ぜひ、この分野でも取り上げていただきたいということを強く要望しておきます。

続きまして、天然記念物及びその他の貴重な植物の保護対策の推進について、再質問をいたします。

国・県・市指定の天然記念物は、ほかの地域では見られない極めて貴重な植物でございます。

先日も老松神社のクスノキを見させていただきましたが、県内では川棚のクスの森に次ぐ巨樹でありまして、本当に老樹の風格に圧倒させられます。阿弥陀寺のヤマモモ、これも、県下では最大級、全国でも十指に入る巨樹だと言われ、樹齢300年以上と推定をされております。また、樹齢約800年と伝えられている天徳寺のイチョウは、色づいた見事な姿を遠くからでも見ることができます。このような天然記念物、保護対策とあわせて、ぜひ紹介もしていただきたいというふうに感じております。

また、天然記念物にはなっていないけれども、貴重な植物が市内にはたくさんあります。富海の光福寺のソテツは、株出しではなく単幹でこのように大きいものは、全国的にもまれだと言われております。私も見に行かせていただきましたけれども、恐らく地元の方がお世話をされているのでしょうか、庭も大変きれいに手入れがされておりました。また、ここから見る瀬戸内も大変いいものでございます。さらに、西浦の国弘家のナギも、県下最大級のものでございます。

等々、こうした防府の豊かな自然の中で育っている貴重な植物をまとめて紹介できないかどうか。防府の文化財シリーズが、27年前に発行されておりますけれども、これを見ますと、ここには指定外のものも含め、植物が収録されております。こうしたものを検討していただき、周知を図っていただきたいと思いますが、その点、いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） ただいま、議員御案内ありましたとおり、本市の天然記念物について取りまとめた冊子、「防府の天然記念物」は、刊行から25年以上が経過しております。このような刊行物は、文化財に対する理解と認識を深めると同時に、文化財愛

護の輪をさらに大きく広げるきっかけとなるものでありますので、刊行していくことは、発刊を行っていくことは、文化財施策の重要な取り組みの一つでもございます。

また、本市の文化財について総括的にまとめたものとして、現在、「防府の文化財」といった冊子がございますが、これについても改訂版の刊行から15年以上が経過しており、この間、指定文化財の増減もございますので、さらなる改訂も必要と考えております。

市教育委員会といたしましては、この「防府の文化財」の冊子について、時期は未定でございますが、天然記念物や登録文化財など、さまざまな分野の文化財を網羅した改訂版として策定したいと考えており、これを機に文化財関連の発刊物の集約化も図れるものと考えております。

なお、今後、御案内ありました天然記念物に関する冊子の刊行につきましては、ホームページや学習シート、リーフレットなどで対応していく方向で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ありがとうございます。積極的な取り組みに期待しております。

もう一点は、天然記念物やその他の貴重な植物の紹介の看板とか誘導看板について、古くなったり、設置がされていないために場所が非常にわかりにくいと、こういう状況もあります。点検をし、改善等をぜひ検討をお願いしたいと思いますけれども、その点、いかがでございましょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 文化財の説明板につきましては、文化財の価値や歴史的な背景などを明らかにし、それによって文化財愛護精神の涵養をはかるために設置するものでございます。

文化財課では、平成25年度に、市教育委員会が設置しました文化財の説明板の現地調査を行い、現況写真とともに説明板の管理状況を管理台帳に記録しており、これをもとに補修や更新を行っているところではございますが、多くの方に本市の文化財の価値を知っていただくためにも、わかりやすく丁寧な説明板が案内標識となるよう、また現在、例えばビュースポット観光案内板の設置等も行っておりますので、関係部署とも連携し、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ぜひ、広げていくためにも、よろしくお願いをいたします。

先日、阿弥陀寺のヤマモモを見させていただきましたが、その樹木の前に立つと看板はあるんですけども、どこをどういうふうに入っていくのだろうかなど、迷ったこともございました。ぜひ、誘導看板についてもいろいろ、いろんなどころにございますので、検討していただきますようによろしくをお願いいたします。

次に、保存樹・保存樹林の指定についてですが、御答弁によりますと、我が市では景観条例に基づいて、景観重要樹木の管理を行っていくということでございました。

そこでお伺いをいたしますが、景観重要樹木の指定に至る流れ、また、剪定あるいはその他の必要な管理、病虫害の駆除もございますし、定期的な点検ということもございますが、こういった点でどのような助成がなされるのか、その点を教えていただけたらと思います。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

景観重要樹木の指定に至る流れについてでございますが、大きく2つございます。市が、国の省令の基準に合うものを樹木の所有者全員の意見を聞いて指定する方法、それと、樹木の所有者が、市に対して、景観重要樹木の指定を市のほうに提案するという2つの方法がございます。いずれの方法にいたしましても、防府市景観審議会の意見を聞いて指定することとなります。

これを指定した場合、所有者に対しその旨を通知するとともに、市が、景観重要樹木の標識を設置することとなります。

景観重要樹木の指定をした場合、通常の維持管理を除き、伐採、移植は市の許可が必要となります。

剪定その他の必要な管理や病虫害の駆除、定期的な点検など、どのような助成がなされるかという御質問ですが、景観重要樹木の指定を行いますと、樹木の所有者に、景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと、病虫害の駆除その他の措置を講ずること、景観重要樹木の状況を定期的に点検することなどの樹木所有者に管理義務が発生することになります。

この指定を行いますと、所有者に多大な負担がかかることから、指定に際しましては、文化財の助成制度を参考にしながら必要な助成について、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ぜひ、助成制度の創設、よろしくお願いをしたいと思います。

平成24年に条例制定されまして、5年がたちますけれども、まだ1件もその指定が行われていないという状況でございますし、防府市緑の基本計画が策定されて18年、保存樹・保存樹林の指定という意義をもう一度考えて、その実施に踏み出していただきたい、御決意のほどを再度、お願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 議員御指摘のとおり、現在のところ指定の実績はございませんが、平成22年より、魅力ある防府市のまちづくりに貢献すること及び市民の景観意識の高揚を図る目的で、防府市都市景観大賞を実施しており、先ほども答弁で申しましたが、現在、樹木のある風景をテーマとして募集を行っておるところでございます。

防府市景観賞も、ことしで10回目を迎えており、今後は、防府市都市景観100選の実施も考えております。その中で、必要な樹木に対しまして、景観重要樹木の指定を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ありがとうございます。緑の基本計画の基本理念で、次のように述べられております。ちょっと読みますと、本市は、「長い歴史に育まれてきた背景から、多くの社寺が点在しています。これらの樹木や樹林地には、天然記念物に指定されているものなど、歴史を物語る自然が数多く残されています。このように恵まれた自然や緑の空間は、市民にうるおいとやすらぎを与えるとともに、動植物の貴重な生息地又は生育地として、また自然災害の防止、大気の浄化、都市気候の緩和などにも大きな役割を果たしています」と、このように書かれています。

防府市が、本当に緑豊かな自然、これを大切にしていって、緑をまもる、つくる、活かす、育てる、こうしたまちづくり、こういう基本理念に向かって、大きく一步を踏み出させていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、10番、山本議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会する

ことに決しました。お疲れさまでした。

午後 2 時 1 4 分 延会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 杉 憲 二



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月7日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員